

申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

囲碁・将棋

PRグッズ



シェアする 586

231

ポスト

LINEで送る

2023年2月8日(水)

## 党攻撃とかく乱の宣言

——松竹伸幸氏の言動について

書記局次長 土井洋彦

京都南地区常任委員会から除名処分を受けた松竹伸幸氏が6日、日本記者クラブで「会見」しました。その内容は、日本共産党に対する攻撃・かく乱者としての姿をあらわにするものとなっています。

問題は規約と綱領への攻撃を開始したことにある

まず明確にしておきたいことは、メディア各社は、「会見」での松竹氏の発言をひいて、『党首公選』提唱党員を除名（「読売」7日付）などと報じていますが、松竹氏の除名処分は、「党首公選制」という意見を持ったことによるものではないということです。党京都南地区委員会常任委員会と京都府委員会常任委員会の発表文「松竹伸幸氏の除名処分について」（「しんぶん赤旗」7日付）がくわしくのべているように、自らの意見を、党規約が定めたルールに基づいて表明するというを一度もしないまま、突然、党規約と党綱領に対する攻撃を開始したことを、問題にしているのです。

——「党首公選制」なる党規約と相いれない主張を公然と行うとともに、それと一体に、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などと攻撃したこと。

——日米安保条約廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと攻撃したこと。

こうしたわが党にたいする不当な攻撃を公然と行うことは、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（規約第5条2項）などに反する重大な規律違反であることは、あまりにも明らかです。

分派活動について一切の弁明ができず

さらに重大なことは、松竹氏が、党攻撃のための分派活動を行ったことです。松竹氏は、「分派活動の実質がない」と弁明していますが、事実は明瞭です。

松竹氏自身が『週刊文春』1月26日号で、日本共産党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などと攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本（1月発行）について、「本当は春ごろに出すつもりだったのですが、『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」とのべています。党の聞き取りに対して、この本の「中身は知っていた」と認めています。これらは、鈴木元氏の本の内容が党攻撃であることを知りながら、その発刊を督促したことを自ら明らかにしたものです。この行為が、党攻撃のための分派活動にあたることは当然です。

松竹氏の「会見」では、肝心の鈴木氏との関係についてはまったく触れないまま、出版それ自体が除名処分の対象になったかのようのべています。しかし、「発表文」をみればわかるように、分派活動と批判しているのは、出版それ自体ではなく、鈴木氏との関係です。この問題については、松竹氏は一切の弁明ができないでいます。

2024/09/28 19:09

党攻撃とかく乱の宣言/——松竹伸幸氏の言動について/書記局次長 土井洋彦

党内に分派をつくって党を攻撃することは、「党内に派閥・分派はつくりません」（規約第3条4項）に反する重大な規律違反です。

このように松竹氏に対する除名処分は、彼があれこれの主張を持っているからではなく、党規約を踏みにじて党を攻撃したことによるものです。わが党が、党規約にもとづき、こうした攻撃から党を守ることは、憲法21条に保障された「結社の自由」——「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなす自由」（1988年12月20日、最高裁判決）にもとづく当然の権利です。

### 党内に自らの同調者をつのると言い放つ

松竹氏の「会見」できわめて重大なことは、彼が、自らの除名処分を「不服」として党大会に「再審査」を求めるとし、それを実行するために、党内に自らの同調者をつのることを宣言していることです。松竹氏は、「まわりの共産黨員」から「いろんなメッセージがきている」とのべ、次のように言い放っています。

「私がいいたいのは、（離党について）いや早まるなど、ぜひ党にとどまって来年1月の党大会に代議員として出て、そのとき除名には反対だということを表示してほしい。同時にそこで党首公選も一緒に議決したらいい。私としてはこれから1年近くあるわけですから、全国の黨員に呼びかけていきたい。そのためにこの1年を全力でたたかいたい」

これは、まさに党内に松竹氏に同調する分派をつくるという攻撃とかく乱の宣言にほかなりません。松竹氏は、日本共産党に対する「善意の改革者」を装っていますが、その正体が何であるかを自ら告白したものといたしましょう。

日本共産党は、こうした攻撃を断固としてはねのけ、前進するものです。

■ 語ろう共産党 Q&A

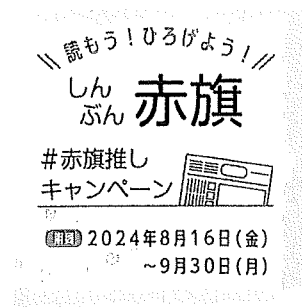
■ 党創立102周年によせて

■ すいよう特集

■ 徹底追及 統一協会

■ 「赤旗」の魅力


特撮一覧




「読もう！ひろげよう！」  
しんぶん 赤旗  
#赤旗推し  
キャンペーン  
2024年8月16日(金)  
～9月30日(月)




New Generation  
「しんぶん赤旗」 私たちも読んでます



党国会議員の質問



赤旗記者募集



赤旗販売スタンド

赤旗見本紙（無料）

赤旗購読

# 入 党 申 込 書

日本共産党の綱領と規約を認めて入党を申し込みます 年 月 日

ふりがな		性別	勤務先や学校・学園名など		
氏名		男女			
生年月日	年 月 日生	( 歳)			
現住所	〒	同 居 家 族	氏名	続柄	年齢
電話・携帯番号					
Eメールアドレス					
本籍	都道府県	区市町村			

※推薦人2名の署名(うら面)と入党費300円をそえてこの申込書を提出してください。 上記を本人直筆で  
 ※以前に入党の経験がある場合は申し出てください。

----- きりとりせん -----

## 入 党 承 認 申 請 書

\_\_\_\_さんについて党規約にもとづいて審議した結果、入党を決定したので承認を申請します。 年 月 日

支部名 \_\_\_\_\_

支部長サイン \_\_\_\_\_

審議内容(入党の資質・資格について) \_\_\_\_\_

きりとりせん

新入党員学習予定 月 日

援助者① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

承認審査 決裁通知

## 入 党 承 認 証

同志 \_\_\_\_\_

あなたの入党を  
心から歓迎します

入党決定日 年 月 日

年 月 日

承認機関名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

日 本 共 産 党

私が責任をもって推薦します						
氏名				氏名		
所属	地区	支部		所属	地区	支部

入党決定			承認機関		
支部名			機関名		
決定日	年	月 日	承認日	年	月 日

異動の記録(氏名、所属、職場、住所、連絡先などの変更を記録)					
年・月・日	摘要	記	年・月・日	摘要	記
・			・		
・			・		
・			・		
・			・		
・			・		
・			・		
・			・		

2010・5

## 四つの大切

- ◆「しんぶん赤旗」(日刊紙・日曜版)を読みましょう
- ◆支部会議に参加しましょう
- ◆学習につとめ活動に参加しましょう
- ◆党費(実収入の1%)をきちんと納めましょう

表面

党費納入袋 23年度 氏名 [REDACTED]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
党費	[REDACTED]											
救援基金	[REDACTED]											
議員基金	[REDACTED]											
空白募金	[REDACTED]											
供託金基金	[REDACTED]											
[REDACTED]基金	[REDACTED]											
恒常募金	[REDACTED]											
合計	[REDACTED]											
納入日	[REDACTED]											
受領印	[REDACTED]											

◇実収入の1%の党費額の厳守と毎月25日までの納入を 担当者 [REDACTED]

裏面

**党費は党財政の根幹です 毎月25日までに納入しましょう**

◎党費額は、「実収入の1%」です 党費 = (総収入 - (所得税 + 住民税)) × 1%

- 給与所得者の場合、その月の収入から所得税と住民税を差し引いた額の1%です。一時金、退職金など臨時収入も対象です。
- 年金者も給与所得者と同様です。
- 自営業や主婦などの場合は、本人の生活状況をその地域の労働者の生活水準と比較し、話し合い、納得と自発性を重んじて党費額を決めます。
- 民青同盟員の党費は「実収入の1%」から民青同盟費を差し引いた額です。

**◎党費と一緒に納める基金・募金、いずれも「1口100円」以上です**

- 救援・救済基金…すべての党員が対象の相互扶助の制度です。弾圧救援、党活動中の傷病見舞金、地震や台風などの災害見舞金、党員の死亡時の香典などにあてられます。
- 議員活動援助基金…報酬の少ない地方議員の生活と活動の援助金にあてられます。
- 空白克服募金…党議員のいない空白議会克服にむけて活動する同志への援助にあてられます。
- 供託金支援基金…世界に例をみない高額な供託金（小選挙区300万円、比例600万円）の障害を打破して、全国で積極的に候補者擁立し議席獲得に迫るため、全党の共同の力で供託金を積み立てようという基金です。
- [REDACTED]基金…[REDACTED]内の基本大衆組織の強化のため、その中で活動する党員への援助のための基金です。

政策

議員

党紹介

ダウンロード

エントリー

HOME > 日本共産党事務所の住所 > 京都府 > 日本共産党南地区委員会

# 日本共産党南地区委員会

住所	〒600-8837 京都市下京区夷馬場町1-1
電話	075-353-6311
FAX	075-353-6300
URL	
行政区・自治体	京都市下京区 京都市南区

いいね! 4 シェアする ポスト 0 チェック

党紹介

日本共産党綱領

- > 全文
- > 声で聞く綱領

日本共産党規約

- > 全文
- > 声で聞く規約
- > あゆみ
- > 党創立100周年記念講演会

最新の大会決定

- > 第28回大会決定（全文・動画）
- > 大会・中央委員会総会など

募金

入党のよびかけ

党の財政活動

中央委員会の機構と人事

全国の党事務所

- > 日本共産党事務所の住所
- > 都道府県委員会リスト

地方議員数

与党の自治体

日本共産党の外交

綱領・古典教室

理論活動教室

『スターリン秘史』を語る

党の基本情報 綱領 政策 党の公式SNS     RSS登録 

## 日本共産党

Japanese Communist Party

いいね! 4 シェアする

 チェック

アクセス

ご意見・質問

ご利用にあたって

(c)日本共産党中央委員会

ポスト

### 予定

国会質問

メディア出演

演説会・講演会

### 政策

政策トピックス

国政選挙政策

### 議員

衆議院議員

参議院議員

地方議員

予定候補

### 党紹介

綱領

規約

あゆみ

大会決定

機構と人事

党事務所住所

大学改革

これまでの特集

### ダウンロード

署名用紙

ビラ・チラシ

ポスター

プラスター

政策・提言全文

赤旗写真ニュース

パンフレット

バナー・ロゴ

声のダウンロード

### エントリー

JCPサポーター

入党のご案内

募金・遺贈の相談

赤旗見本紙

赤旗購読

赤旗電子版

雑誌・書籍

のぼり旗・掲示板

### SNS

志位和夫議長

田村智子委員長

小池晃書記局長

JCPジェンダー平等委員会

日本共産党\_国会info

青年・学生後援会

しんぶん赤旗

赤旗Instagram

赤旗Facebook

こちら赤旗日曜版

女性のひろば編集部

生放送!とことん共産党

政策

議員

党紹介


ダウンロード

エントリー

HOME > 日本共産党事務所の住所 > 京都府 > 日本共産党京都府委員会

## 日本共産党京都府委員会

住所	〒604-0092 京都市中京区丸太町新町角大炊町186
電話	075-211-5371
FAX	075-221-6359
URL	https://www.jcp-kyoto.jp/
行政区・自治体	京都府

いいね! 1 シェアする ポスト 0  チェック

党紹介

日本共産党綱領

- > 全文
- > 声で聞く綱領

日本共産党規約

- > 全文
- > 声で聞く規約
- > あゆみ
- > 党創立100周年記念講演会

最新の大会決定

- > 第28回大会決定（全文・動画）
- > 大会・中央委員会総会など

募金

入党のよびかけ

党の財政活動

中央委員会の機構と人事

全国の党事務所

- > 日本共産党事務所の住所
- > 都道府県委員会リスト

地方議員数

与党の自治体


日本共産党の外交

綱領・古典教室



理論活動教室

『スターリン秘史』を語る

党の基本情報 綱領 政策 党の公式SNS     RSS登録 

## 日本共産党

Japanese Communist Party

いいね! 1 シェアする

 チェック

アクセス

ご意見・質問

ご利用にあたって

(c)日本共産党中央委員会

ポスト

### 予定

国会質問

メディア出演

演説会・講演会

### 政策

政策トピックス

国政選挙政策

### 議員

衆議院議員

参議院議員

地方議員

予定候補

### 党紹介

綱領

規約

あゆみ

大会決定

機構と人事

党事務所住所

大学改革

これまでの特集

### ダウンロード

署名用紙

ビラ・チラシ

ポスター

プラスター

政策・提言全文

赤旗写真ニュース

パンフレット

バナー・ロゴ

声のダウンロード

### エントリー

JCPサポーター

入党のご案内

募金・遺贈の相談

赤旗見本紙

赤旗購読

赤旗電子版

雑誌・書籍

のぼり旗・掲示板

### SNS

志位和夫議長

田村智子委員長

小池晃書記局長

JCPジェンダー平等委員会

日本共産党\_国会info

青年・学生後援会

しんぶん赤旗

赤旗Instagram

赤旗Facebook

こちら赤旗日曜版

女性のひろば編集部

生放送!とことん共産党

政策

議員

党紹介

ダウンロード

エントリー

HOME > エントリー > 党本部の地図・住所

# 党本部の地図・住所



〒151-8586  
 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7  
 日本共産党中央委員会  
 電話 03-3403-6111  
 FAX 03-5474-8358

### 最寄駅

JR山手線・代々木駅 西口(代ゼミ側)  
 または、地下鉄大江戸線・代々木駅から。  
 そば屋と宝くじ売りの間の道をまっすぐ  
 徒歩4分。途中でガードをくぐり、踏切りを  
 わたります。

車を利用される場合は、明治通りから。  
 駐車場はありますが、事前に問い合わせ  
 してください。

〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7 日本共産党中央委員会

電話：03-3403-6111（代表） FAX：03-5474-8358

都道府県委員会、地区委員会の住所はこちらへ

いいね! 875 シェアする ポスト 0 チェック

党の基本情報

綱領

政策

党の公式SNS



RSS登録



エントリー

JCPサポーター

入党のご案内

募金

災害募金の扱い

遺贈の相談

赤旗購読申し込み

雑誌

パンフ・書籍

グッズ

# 日本共産党

Japanese Communist Party

いいね! 875

シェアする

ポスト

🔍 チェック

アクセス

ご意見・質問

ご利用にあたって

(c)日本共産党中央委員会

## 予定

国会質問

メディア出演

演説会・講演会

## 政策

政策トピックス

国政選挙政策

## 議員

衆議院議員

参議院議員

地方議員

予定候補

## 党紹介

綱領

規約

あゆみ

大会決定

機構と人事

党事務所住所

大学改革

これまでの特集

## ダウンロード

署名用紙

ビラ・チラシ

ポスター

プラスター

政策・提言全文

赤旗写真ニュース

パンフレット

バナー・ロゴ

声のダウンロード

## エントリー

JCPサポーター

入党のご案内

募金・遺贈の相談

赤旗見本紙

赤旗購読

赤旗電子版

雑誌・書籍

のぼり旗・掲示板

## SNS

志位和夫議長

田村智子委員長

小池晃書記局長

JCPジェンダー平等委員会

日本共産党\_国会info

青年・学生後援会

しんぶん赤旗

赤旗Instagram

赤旗Facebook

こちら赤旗日曜版

女性のひろば編集部

生放送!とことん共産党



# 選挙ドットコム

## 比例代表 日本共産党

## 第19回参議院議員選挙

**My選挙** あなたの選挙区はどこですか?  
会員登録をしてもっと楽しく、便利に

投票日	2001年07月29日	得票率	-%	獲得議席/候補者数-	25
公示日	2001年07月12日	前回得票率	-%		

- 無所属の会 公明党 自由民主党 民主 日本共産党 自由党 自連合
- 新社会党 維新政党・新風 保守 社会民主党 女性 二院ク 自希

### 話題のキーワード

- 参院選 (370) 参議院選挙 (359)
- 自民党 (333) Twitter (313)
- 選挙ドットコムちゃんねる (282)
- 東京都 (264) 世論調査 (260)
- 都議選 (240) 電話調査 (234)
- 衆議院選挙 (230) 統一地方選挙 (227)
- 立憲民主党 (218)

### 記事ランキング

- 政界の華麗なる一族！ 麻生太郎の家... 函はロイヤルすごい (墓マイラー・中村... ミカ巡礼記。 2)
- 愛する人のために。インフルエンザ脳... で娘を失った父親の願い (三浦拓・岡... 県津山市議)
- 2024年の選挙が示した政治不信とネッ... ト選挙の可能性
- 【最新！政党・内閣支持率調査】国民... 主党の勢い止まらず！無党派層の支持... 向にも変化
- 政治家は年賀状を出したら違反！？年... 年始のクリーンな活動を伝授 | 選挙プ... ンナーによる必勝講座【選挙ノウハウ】

SNS選挙元年！？SNSの威力の拡大と選挙におけるメディアの役割を政治記

郵便番号だけで無料会員登録！登録した地域情報を確認しよう。

	標準	名簿順	50音順	掲載内容について
	 <b>紙 智子</b> カミ トモコ 得票数 56,999票 46歳 (女) 日本共産党			
	 <b>筆坂 秀世</b> フデサカ ヒデオ 得票数 40,193票 53歳 (男) 日本共産党			
	 <b>井上 哲士</b> イノウエ サトシ 得票数 32,107票 43歳 (男) 日本共産党			
	 <b>吉川 春子</b> ヨシカワ ハルコ 得票数 26,008票 60歳 (女) 日本共産党			

2003年5月25日(日)「しんぶん赤旗」

# 参院比例代表候補 8氏を公表

## 6中総で市田書記局長

日本共産党の比例代表候補者

市田忠義書記局長は二十四日の六中総のなかで、来年七月の参院選での比例代表候補者（第一次）八氏と、その活動地域（地域割り）を公表しました。

市田氏は、比例代表の改選議席が八となること、吉岡吉典、林紀子両参院議員が本人の希望により勇退することを報告しました。候補者は、現職六人、前職・新人各一人となります。

## 日本共産党の（第1次）参院比例代表候補

### 国民の願い実現へ がんばります

二十四日発表された、来年七月の参院選での、日本共産党の比例代表候補者（第一次）は次のとおりです。名簿は五十音順。名前、年齢、現前新別、肩書など。【 】内は活動地域。



池田 幹幸（いけだよしか）61現  
参院議員1期、党中央委員  
【大阪、奈良、和歌山】



市田 忠義（いちただだよし）60現  
党書記局長、参院議員1期  
【兵庫、京都、滋賀、四国】



岩佐 恵美（いわさえみ）63現  
参院議員1期、元衆院議員  
（4期）、党幹部会委員  
【北海道、東北】



笠井 亮（かさいあきら）50前  
党中央委員・国際局次長、  
前参院議員（1期）【北陸  
信越、東海】



小池 晃（こいけあきら）42現  
参院議員1期・参院国対委員長代理、医師【東京】



小泉 親司（こいずみちかし）55現  
参院議員1期【南関東】



大門 実紀史（だいもんみかし）47現  
参院議員1期【北関東】



松竹 伸幸（まつたけのぶゆき）48新  
党政策委員会安保外交部長【中国、九州・沖縄】



「戻る」ボタンが機能しない場合は、ブラウザの機能をご使用ください。

[日本共産党ホームへ](#) | [「しんぶん赤旗」へ](#)

著作権：日本共産党中央委員会

151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7 Mail:info@jcp.or.jp

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L 0 7 1 3 1 2 3 1

損害賠償等請求事件（第1事件）、総会決議不存在確認請求事件（第2事件）

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成26年（ワ）第14350号、平成26年（ワ）第19945号

【判決日付】 平成28年5月25日

【判示事項】 日本舞踊の流派の名取として活動していた者が、当該流派の家元として活動していた者から除名処分を受け、当該処分の無効を理由に名取等の地位の確認を求めた訴えに係る請求が、法律上の争訟に当たり、当該処分は裁量権の範囲を超えて重きに失するもので無効であるとして、認容された事例

【参照条文】 裁判所法3-1

【掲載誌】 判例タイムズ1448号202頁  
判例時報2359号17頁  
LLI/DB 判例秘書登載

主 文

1 本件訴えのうち、原告らと被告Y1との間で同被告の平成26年1月28日の総会における理事及び監事の選任の決議並びに収支予算及び収支決算の承認の決議が不存在であることの確認を求める訴えを却下する。

2 原告X1と被告Y2との間で、同原告が平成26年4月10日以降も□□流の名取の地位にあることを確認する。

3 原告X1と被告Y1との間で、同原告が同被告の会員の地位にあることを確認する。

4 原告X1のその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、原告X1と被告Y2との間に生じた費用については、これを20分し、その1を同原告の、その余を同被告の負担とし、原告X1と被告Y1との間に生じた費用については、これを3分し、その2を同原告の、その余を同被告の負担とし、原告X2と被告Y1との間に生じた費用については、同原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

(1) 主文第2項と同旨

(2) 主文第3項と同旨

(3) 被告Y2は、原告X1に対し、10万円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 被告Y1は、原告X1に対し、10万円及びこれに対する平成26年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 原告X1と被告Y1との間で、同被告の平成26年1月28日の総会における理事及び監事の選任の決議が不存在であることを確認する。

(6) 原告X1と被告Y1との間で、同被告の平成26年1月28日の総会における収支予算及び収支決算の承認の決議が不存在であることを確認する。

(7) 上記(3)及び(4)につき仮執行の宣言

2 第2事件

(1) 原告X2と被告Y1との間で、同被告の平成26年1月28日の総会における理事及び監事の選任の決議が不存在であることを確認する。

(2) 原告X2と被告Y1との間で、同被告の平成26年1月28日の総会における収支予算及び収支決算の承認の決議が不存在であることを確認する。

## 第2 事案の概要

1 本件は、(1)日本舞踊の最大流派である□□流の名取として活動していた原告X1が、□□流の四世宗家家元として活動している被告Y2から、平成26年4月9日付けで□□流の名取から除名する旨の処分(以下「本件除名処分」という。)を受けたため、本件除名処分が無効であるとして、①被告Y2に対し、同月10日以降も自らが□□流の名取の地位にあることの確認を求め、②被告Y1に対し、同被告の会員の地位にあることの確認を求め、③被告Y2による本件除名処分及び被告Y1が同被告の総会への原告X1の出席を拒んだことがそれぞれ不法行為に該当するとして、被告Y2及び被告Y1に対し、それぞれ慰謝料10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、(2)原告X1及び同原告と同様に□□流の名取として活動していたが被告Y2から除名処分を受けた原告X2が、被告Y1に対し、同被告の平成26年1月28日の総会において理事及び監事の選任の決議並びに収支予算及び収支決算の承認の決議がされていないとして、これらの決議の不存在の確認を求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実又は後掲の証拠等により容易に認められる事実)

### (1) 当事者

原告X1は、□□流の三世宗家家元であったA1'ことA1(以下、後記第3の4(1)イの第1段落を除き、「三世家元」という。)の後見人の一人としてその補佐役を務めていたB1'の孫であり、平成3年に□□流の名取試験に合格して普通部名取となり、平成17年に□□流の専門部の試験に合格して専門部名取となった者である(甲75、乙60)。

被告Y2は、三世家元の後見人の一人としてその補佐役を務めていたが、平成19年5月の三世家元の死去後、同月のY1理事会の家元推挙の決議及び平成20年5月の襲名披露を経て、□□流において四世宗家家元(以下「四世家元」という。)として活動している日本舞踊家である。

被告Y1は、□□流の宗家家元(以下「家元」という。)及び名取を構成員たる会員とし、□□流Y1会則という名称の会則を定め、機関誌の刊行、講習会や研修会の開催等の事業を行っている団体である。

### (2) □□流の概要

ア □□流は、日本舞踊の最大流派であり、全国に約2万人の門弟を有している。

□□流の家元は、□□流を統率する者であり、代々「A1'」という名跡を襲名している。

□□流の初代家元は、□□流の創設に際し、□□流の流派に属する者の遵守すべき規定として、□□流規定及びその細則としての□□流規則を定めた(甲1)。

イ □□流の名取は、家元から苗字芸名(名取名)を認許された□□流の門弟である。普通部の試験に合格すると普通部名取となり、さらに専門部の試験に合格すると専門部名取となる。

専門部名取は、門弟に対する教授を行うことができる。□□流の普通部の名取試験を受験するためには、自らが指導を受けている専門部名取(取立師匠)の指導と付添いが必要とされている。(甲2、弁論の全趣旨)

ウ □□流規則には、第8条として、「名取たる者が、当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合には、家元は実情調査の上、除名を申し渡すことがある。」との規定がある(甲1)。

エ 被告Y1の会則には、第9条第3号として、「□□流規則(流則)または本会則に基づき除名されたとき」に会員の資格を喪失するとの規定がある



(甲4)。

オ 被告Y1の総会は、同被告の会員によって構成され、①事業計画及び収支予算、②事業報告及び収支決算、③その他同被告の運営に関する重要な事項につき議決することとされており、また、同被告の理事及び監事は総会の議決を経て選任することとされている。

定時総会は、毎年1月28日に開催することとされている(以下「新年総会」という。)

(3) 被告Y2による原告X1に対する除名通知

被告Y2は、原告X1に対し、平成26年4月9日付け「除名通知」(以下「本件除名通知」という。)を送付し(同通知は同月10日頃に同原告に到達した。)、これをもって本件除名処分をした(甲9、弁論の全趣旨)。

本件除名通知には、処分対象事実として、要旨、①既に□□流から除名されたC1'ことC1(以下「C1」という。)を、除名後の同人による□□流の苗字芸名や流紋の使用が許されないにもかかわらず、平成24年に開催された「X1'の会」において後見として携わらせ、これらを使用させたこと、②事前の警告にもかかわらず、平成25年に開催された「X1'の会」において、再度C1を後見として携わらせ、同人に□□流の苗字芸名及び定紋を使用させたこと、③平成25年に開催された「X1'の会」において、事前の届出等の手続が必要である旨警告を受けていながら、その手続を経ることなく「大和楽「花ゆかり」」を上演したこと、④除名後のC1による□□流の苗字芸名の使用が許されないにもかかわらず、同人が□□流の苗字芸名を用いて主催した「偲ぶ会」に出演したこと、⑤上記「偲ぶ会」において上記③の手続を経ることなく「常磐津「独楽」」を上演したこと(以下、上記①ないし⑤の事実をそれぞれ「本件事実①」のようにいい、併せて「本件処分対象事実」と総称する。)が記載され、これらを理由として原告X1を□□流から除名し、同原告による□□流の苗字芸名及び流紋の使用を禁ずる旨が記載されている(甲9)。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) □□流の名取の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否か(争点1)

(原告らの主張)

ア 名取は、家元に対して名取料(名取費用)という対価を支払い、名取としての地位及び苗字芸名の使用权等を獲得した上で、自ら当該苗字芸名を営業表示として使用し門弟に舞踊を教授して指導料等の対価を得る等の事業活動を行うのであって、その実態は、いわゆるフランチャイズ契約やライセンス契約に類似したものである。

したがって、□□流における家元と名取との関係性は、①家元が自らの商標権の対象となり又は周知性のある営業表示である苗字芸名の使用許諾権を名取に付与し、②名取が当該苗字芸名を使用し、弟子に「□□流」の舞踊を教授して指導料を得、舞踊会等で舞踊を披露して出演料等の対価を得るなどの事業活動を行うことを家元が許諾することを内容とする法律的な権利義務が生ずる契約関係にあるというべきであるから、名取の地位の確認請求は、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争として「法律上の争訟」に該当する。

イ また、①□□流は全国に2万人の名取を有する日本舞踊の最大流派であり、社会的な認知度も高いこと、②□□流において名取となった者は、営業表示である苗字芸名の使用を許諾され、当該苗字芸名を使用し、舞踊会等で舞踊を披露して出演料等の対価を得る等の事業活動を行うことを許諾され、□□流が著作権を有する舞踊著作物の上演を許諾されるなど、□□流における名取という地位は、財産的利益の基礎となっていること、③日本舞踊の最大流派である□□流の名取名を有していることによって、日本舞踊家としての技能、作法等に関する一定の社会的評価を得られること、④□□流の家元は、名取となった門弟から名取費用を受領していること等に照らすと、□□流における名取と家元との関係

は、家元が所属員である名取に一定の社会的地位を付与し、それが所属員の財産的利益の基礎となっているものということができるから、□□流の名取としての地位は法律上の地位であることが明らかである。

(被告らの主張)

ア □□流のような伝統芸能における家元と名取との関係は、原告が主張するような継続的な双務契約といえるような関係にはなく、家元と名取といった師弟間の問題は、もともと法律や裁判による解決になじまず、法令の適用により終局的に解決することは不可能である。

また、流儀内の規律維持に関しては、最終的に家元の判断に委ねられるべきものであるから、除名等の懲戒処分を含め、家元の判断について司法審査が及ぶ余地はない。

イ 家元は「名」と「型」を守り、伝承するという職務を有しており、その職務を全うするために、名取となるうとする者あるいは取立師匠となろうとする者の技量を自ら試験した上で、その合否を決定しているのであって、名取名は契約の対価ではなく、芸道が一定水準に達したことの認許である。

また、名取制度とは、家元を家長とする大家族集団に新たな構成員を収容するという行為であり、制度の本質からしても、家元と名取との間で対価関係に立つ二当事者間の法的な契約とはなり得ない。

さらに、家元と名取との間で、その債務不履行に基づく解除や損害賠償請求などの問題は現実的には発生し得ない。

したがって、名取たる地位は、「家元から名を許された者」ないし「家元を頂点とする家父長制度に擬した集団に迎えられた者」であることを示す事実上の地位にすぎない。

ウ また、仮に名取の地位の確認請求が法律上の争訟に該当するとしても、本件は、自律的な規範を持つ団体の内部問題であり、部分社会の法理により、司法審査の対象とはならない。

(2) 被告Y1の会員の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否か  
(争点2)

(原告らの主張)

被告Y1は権利能力なき社団であり、その構成員たる会員としての地位は当然に法律上の地位であるから、司法審査の対象となる。

(被告らの主張)

□□流の名取であることは、被告Y1の会員の資格取得要件及び資格維持要件であり、被告Y1の会員の地位確認請求においては、□□流の名取の地位であるか否かの判断が前提となるところ、□□流の名取の地位の確認請求が司法審査の対象とならないのは上記のとおりであるから、被告Y1の会員の地位確認請求もこれと同様に司法審査の対象とならない。

(3) □□流の名取の地位の確認請求及び被告Y1の会員の地位の確認請求について確認の利益が認められるか否か(争点3)

(原告らの主張)

原告X1と被告Y2との間には、本件除名処分の有効性や同原告が名取の地位にあるか否かについて争いがあるから、同原告が名取の地位及び被告Y1の会員の地位を有することを確認することが、本件をめぐる紛争の抜本的解決のために有効であり、かつ、即時確定の必要性も認められる。

(被告らの主張)

原告らの主張は争う。

(4) 本件除名処分が無効であるか否か(争点4)

(原告らの主張)

ア 被告Y2は□□流の正統な家元ではなく、本件除名処分を行う権限を有しないこと

(ア) □□流における家元の地位は、先代の家元が次代の家元を指名することにより継承されているところ、被告Y2は、三世家元から次代の家元と

しての指名を受けていない。

(イ) □□流家元の地位は血筋を重んじて直系で世襲されてきたものであったが、三世家元は子を有していなかったため、三世家元は母方の従姉妹の子である原告X1を、次期家元の候補者とした。

原告X1は、幼少から日本舞踊の稽古を続けて名取の資格を取得する一方で、△△大学の理工学部及び大学院を卒業後に民間会社に入社していたが、三世家元から直接、家元の継承を前提として日本舞踊の世界に戻るよう要請されたことから、当該会社を退社して三世家元の下で家元修行を続けていたものであり、三世家元の内弟子らや□□流名取らの間では、原告X1が家元の地位を継承する予定であることは当然のこととして認識されており、三世家元は、自らの夫であるD1に対し、家元の後継者は原告X1に決めた旨を述べていた。

三世家元は、その後見人であったB1'が死亡したことを受けて、同人の孫である原告X1の家元継承の公表を、B1'の一周忌を待って行うこととしたが、その一周忌の前の平成19年5月23日に、三世家元が死亡した。三世家元は、死亡の直前においても、原告X1に家元を継承させる明確な意思を有していた。

(ウ) 三世家元の死亡の翌日である平成19年5月24日、被告Y1の理事会が開催され、議長となったE1が、四世家元の候補が被告Y2に決定した旨述べた。しかし、その後、被告Y2は、家元の決定に必要な先代の家元の親族の承諾を得ていないにもかかわらず、三世家元の葬儀において、自らが四世家元に就任したと発表し、四世家元として喪主の挨拶を行うという行動に出た上、改めて記者会見を行い、自らが四世家元に就任したことを発表した。

(エ) 以上の経緯に照らせば、被告Y2の四世家元の就任は、三世家元的意思に反するのみならず、被告Y1理事会の決定における家元となるための条件も具備していないものであることは明らかである。

イ 本件除名処分における除名事由は□□流の除名事由に該当しないこと  
□□流規則によれば、名取が除名という重大な処分を科され得るのは、規則への重大な違背、□□流の誹謗、著しい非行を行った場合に限定されているところ、次のとおり、本件の処分対象事実は、いずれもこれらの除名事由に該当しない。

(ア) 本件事実①及び②について

本件事実①及び②は、既に被告Y2から□□流からの除名処分を受けていたC1を平成24年X1'の会及び平成25年X1'の会に関与させたというものであるが、そもそもC1への除名処分が無効であり、C1は現在も□□流の名取の地位にあるから、C1を平成24年X1'の会に関与させたことは何ら非行等に該当するものではない。

すなわち、C1は一般社団法人□□流Y1を設立したが、それは、三世家元の死亡後にその相続財産管理人を務めていたF1弁護士（以下「F1弁護士」という。）からの助言を受けて、築地稽古場を含む三世家元の相続財産を保全するため、その受け皿として法人を設立したにすぎず、その目的は三世家元の遺産である築地稽古場の維持保全であり、□□流の本旨にかなったものであった。

それにもかかわらず、被告Y2は、上記の一般社団法人の設立が□□流の流儀に反する著しい非行行為に該当するとして、C1に対して除名処分を行ったのであり、当該除名処分の基礎となる事情は除名事由に該当しないことが明らかである。

また、仮にC1に対する除名処分が有効であるとしても、□□流の名取が舞踊会を主催する場合に、□□流の名取でない者を後見として関与させてはならないという決まりはなく、後見は飽くまで裏方や補佐役にすぎないから、C1が上記の舞踊会の後見を務めたことには何の問題もないというべきであり、これらの事実をもって、「□□の名をかたる者に加担する行為」や、「□□の名に対する著しい背信行為」に該当するというのは明らかに不合理な評価である。

(イ) 本件事実③及び⑤について

本件事実③及び⑤は、原告X1が被告Y1から要求された事前届出の процедуруを行っていないことをその内容とするものであるところ、事前届出というルールは□□流規則やY1会則にも規定されておらず、その内容は明確ではなく周知もされていなかったのであるから、□□流の名取を拘束する規範性を有しないというべきであるし、仮に規範性を有するとしても、□□流の名取の間でも事前届出という手続は十分に履踐されていなかったが、そのことに対して本件除名処分のような厳格な処分がされた事例は皆無であること等からすれば、原告X1が上記の手続を行わなかったことが著しい非行であるとは認められない。

(ウ) 本件事実④について

本件事実④は、C1が主催する「偲ぶ会」に出演したというものであるが、C1に対する除名処分が無効であり、C1は当時も□□流の名取の地位にあったのであるから、C1が主催する舞踊会に出演したことは何の問題もない。

仮にC1に対する除名処分が有効であるとしても、□□流の名取が□□流の名取でない者が主催する舞踊会に出演してはならないとする決まりはないから、出演行為自体を問題視されるいわれはなく、また、上記舞踊会は、「C1'」の名前が大々的に掲げられているわけではなく、観客の多くもC1が主催者であることを認識しなかったものであるから、「偲ぶ会」に出演したことをもって著しい非行であるというのは余りに理不尽である。

ウ 処分内容が処分対象事実との関係で不相当に重く、そのことについて十分な検討が行われていないこと

本件除名処分は原告X1の専門部名取としての地位を失わせる処分であり、原告X1は本件除名処分により、□□流の苗字芸名を名乗って舞踊会等に出演すること、専門部名取としての門弟への教授、□□流の舞踊を上演すること等ができなくなり、□□流の名取として数十年にわたって活動してきた原告X1にとって、その不利益は極めて甚大である。このことに加え、本件除名処分の検討に当たり、被告Y2は原告X1の門弟の数等の事情を検討していないと述べており、原告X1の被る不利益の内容について何ら具体的検討がされていない。また、三世家元の時代までは、□□流において除名処分が行われたことはなく、除名に準ずる処分として、三世家元に対する傷害事件を起こしたG1に対する追放処分や、□□流から脱会して◇◇流を興したH1らに対する脱会後の除名処分が指摘できるものの、これらの事例における除名事由は本件処分対象事実に比して極めて重大である。

そして、上記イにおいて述べたとおり、処分対象事実が重大な違背とはいえないことに鑑み、戒告や一定期間の名取資格停止等のより不利益の小さい懲戒処分を行うことも検討の対象とされるべきであった。

したがって、本件除名処分は、本件の処分対象事実の内容に照らせば、これとの関係で著しく均衡を失って過大であることは明らかであるから、本件処分は比例原則に違反するものである上、判断の過程で考慮されるべき事情が考慮されていない。

エ 本件除名処分は不当な目的に基づくものであり無効であること

□□流関係者の多数は、生前の三世家元が原告X1を家元後継者と考えていたと認識していたところ、そのような状況において、被告Y2は、自らが□□流の家元として活動するようになった平成19年以降、原告X1に対して、I1'による稽古の禁止や、原告X1の日本舞踊会への入会の禁止等の種々の嫌がらせを行っており、このような被告Y2の行為は、原告X1を□□流から排除する被告Y2の意図を基礎付けるものというべきである。

また、被告Y2は、自らの家元としての正統性を否定し、原告X1にこそ家元としての正統性がある旨を判示した東京家庭裁判所の審判や東京高等裁判所の決定がされた後、自らの孫であるJ1への家元継承を発表し、原告X1の排除に向けた動きを見せている。

このような本件除名処分に至る経緯に照らせば、被告Y2は、自らの家元としての正統性を脅かす存在である原告X1を□□流から排除することを真の目的として本件処分を行ったことは明らかであり、このような不当な目的に基づく本件除名処分は権利濫用であって、無効である。

オ 本件除名処分に至る手続が適正を欠いていること

被告Y2は、本件除名処分の前に原告X1に弁明の機会を与えているものの、原告X1は、弁明を述べる前提として、本件事実③及び⑤に関する通知について、そのような判断に至った根拠や不明な事項について説明を受ける必要があった。しかし、原告X1がその説明と協議の機会を求めても、被告Y2は、代理人弁護士と同席等を理由としてそれに全く応じなかったのであり、同原告は、その後突如として本件除名通知を受領するに至ったのである。

したがって、原告X1において、同原告の質問事項に対して十分な回答が得られず、同原告の要請にもかかわらず協議の場が設けられなかったことに照らせば、本件除名処分に至る手続が適正を欠いていたとの評価を免れない。

また、本件除名処分の際の検討に供されたと被告らが主張する資料（乙71）には、原告X1が本件事実①に関して「警告を受けたが何ら釈明しなかった」との記載や、本件事実④及び⑤について「不正競争防止法違反、著作権法違反」に該当するとの記載があるところ、これらはいずれも誤った記載であり、被告Y2は誤った事実認識に基づいて本件除名処分を決定した疑いが濃厚である。さらに、本件処分の検討に当たっては、被告らの代理人弁護士の作成に係る資料が「有限会社K1 代表 L1」宛てに送付されているところ、L1は被告Y2の義理の子ではあるが、日本舞踊家ではなく、□□流及び被告Y1とは何の関係もない人物であって、このような人物が本件除名処分の決定に関与していることは、本件除名処分に至る手続が適正性を欠いていることを基礎付けるものである。

（被告らの主張）

ア 被告Y2が正統な四世家元であること

原告らは、三世家元から次期家元として指名を受けたのは原告X1であり、被告Y2は三世家元からの指名を受けていないから、正統な家元ではないと主張するが、三世家元は次期家元を指名しないまま死亡したのであり、指名の有無について論じても意味はない。

従前の家元の継承を見ると、□□流においては、単に家元の指名や血筋ではなく、対内的には流儀内の指示、対外的には襲名披露公演を経て、家元の地位を継承してきたものである。そして、三世家元が次期家元を指名することなく死亡したことから、被告Y1の理事会は、被告Y2が次期家元に最もふさわしい人物であるとして、次期家元とすることを満場一致で決議したものであり、被告Y2の襲名披露公演も行われているから、被告Y2は正統な四世家元であり、そのことは関連する裁判においても事実として認定されているのであるから、被告Y2に家元としての正統性がないとの原告らの主張は理由がない。

なお、原告らの請求は□□流における名取の地位確認請求であるところ、名取の地位確認請求の被告として適格を有するのは家元であるにもかかわらず、被告Y2は正統な家元ではないと主張するものであって、失当であるといわざるを得ない。

イ C1に対する除名処分が有効であること

C1による一般社団法人□□流Y1の設立は、三世家元の相続財産の保全のためではなく、□□流と袂を分かち目的で行われたものであり、そのことをC1自身も自認しているし、一般社団法人□□流Y1の設立が三世家元の相続財産管理人の助言に基づく旨の同法人の設立趣意書の記載も虚偽のものである。

C1は、上記法人の設立を始め、□□流と袂を分かち活動を実践しながら、一方では□□の名を使い続けて不正競争防止法に違反したものであって、C1に対する除名処分の有効性には何ら問題はない。

ウ 本件処分対象事実はいずれも除名事由に該当すること

(ア) 本件事実①及び②について

原告らは、□□流の名取でない者を後見として関与させてはならないという決まりはない旨主張するが、被告Y2が何よりも問題視したのは、上記のとおり、□□流に対する重大な背信行為を行って□□流の流儀から除名されたC1が、□□流の名取としての披露の場である舞台において、後見「C1'」としてパンフレットに掲載され、□□の紋を着用して舞台上がったことであって、これは、□□流の名取ではない者に流儀の財産である「□□」の名を騙らせる行為であって、□□流に対する重大な背信行為であることは明らかである。

(イ) 本件事実③及び⑤について

原告らは、事前の届出を怠ったことが著しい非行とはいえない旨主張するが、これらの事前届出の制度は、三世家元が「型・振り」を正しく継承させる目的で、27の特別な演目のみについて設けた制度であり、その趣旨は、芸の未熟な者が技量に見合わない舞踊を舞台上で披露することによって、□□流の「型・振り」が崩れ、本来の「型・振り」が誤って伝承されることを防ぐというものであり、この制度への違反は□□流の伝統の根幹に関わる重大なものであるから、これらの制度を遵守しなかったことは著しい非行に該当する。

(ウ) 本件事実④について

原告らは、□□流の名取が□□流の名取でない者が主催する舞踊会に出演してはならないとする決まりはないから、出演行為自体を問題視されるいわれはなく、また、上記舞踊会は、「C1'」の名前が大々的に掲げられているわけではなく、観客の多くもC1が主催者であることを認識しなかったものであるから、「偲ぶ会」に出演したことをもって著しい非行であるというのは余りに理不尽である旨主張する。

しかし、被告Y2が問題としたのは、□□流を除名されたC1が「C1'」の名で開催する舞踊会に、□□流の名取が積極的に参加したことによって、顧客に認識されなければよいという性質のものではない。

しかも、「偲ぶ会」の開催は、知的財産高等裁判所において、「一般社団法人□□流Y1」における「□□」に関連する名称の使用が不正競争防止法に違反するとの判断がされた後である。

これらの事実に照らせば、原告X1は、日本舞踊の愛好家らが誤信するような形で、C1による□□の名の不正使用に加担したものというべきであり、本件事実④が「著しい非行」に該当することは明らかである。

エ 本件除名処分は処分対象事実との関係で相当であること

本件除名処分によっても、原告X1は日本舞踊を踊る機会が奪われるわけでもなく、本件除名処分を理由とする不利益や苦痛などは認められない。

また、原告X1は、今後もC1の助けを受けて家元として活動し、C1の助けを受けるべきことを固く誓っているとして、今後も□□流の名を騙ったC1と行動を共にすることを明言している。

したがって、仮に、原告X1が□□流を除名されたことによって、その門弟や仕事を失うことがあったとしても、それは再三にわたる事前の警告に対して自らの判断でこれを無視した結果であるといわざるを得ない。

なお、原告らは、三世家元の時代までは除名処分が行われておらず、過去の懲戒処分の事例に照らしても著しく均衡を欠く旨主張するが、原告X1のように、流儀の規律に違反しながら流儀にとどまろうとする者は過去において存在せず、伝統芸能の世界において家元の指導に従うことを否定する者は自ら流儀を去り又は新たに流儀を興すのが通常であるからにすぎない。

原告らは、除名処分以外の懲戒処分を行うことも考慮の対象となり得た旨主張するが、そもそも□□流規定には除名処分以外の処分は規定されていないことに加え、原告X1は、一度ならず三度も被告Y2及び□□流からの指示に背き、その後も態度を改めることなく、5件もの重大な非行に該当する行為を行った上、その後も自らの非を認めることは一切なく、むしろ弁明の過程でも、被告Y2の家元としての正統性に疑問があるなど同被告の統率に従う意思のない

ことを明示し、今後のC1による□□の名を騙った活動への関与も否定しなかったこと等、原告X1の本件処分対象事実に係る反省の情は皆無であり、かつ、四世家元の指示に従う意思はなく、今後も同様の行為を行う旨を宣言していることに照らせば、□□流の秩序維持という目的のために、原告X1に対し除名処分以外の懲戒処分を行う余地はなかったものである。

このことに加え、原告X1は、本件訴訟の同原告の当事者尋問において、「根拠がないことに対して従うつもりはないです。」と述べる等、「流儀の規則や事前届け出のルールに違反するとしても、それを適用する主体が四世家元である以上、その統率には従わない」旨を明言しており、原告X1の□□流の流儀の財産・流儀の対外的信用の軽視の程度が甚だしいことの証左であり、本件除名処分の正当性を裏付けるものである。

オ 本件除名処分の目的は正当なものであること

原告らは、本件除名処分が原告X1を□□流から排除することを目的として行われたものである旨主張するが、被告Y2は、本件除名処分の除名理由を明示しており、その理由である本件処分対象事実の内容、非行の程度や反省の情の有無等を考慮して原告X1を除名処分としたのであり、それ以上に原告らの指摘に係る目的をもって処分したものではない。

カ 本件除名処分の手続に瑕疵はないこと

被告Y2は、原告X1に対して弁明の機会を与えており、本件除名処分の手続に瑕疵はない。

(5) 原告X1が被告Y1の会員の地位を有するか否か(争点5)

(原告らの主張)

原告X1に対する本件除名処分は無効であり、また、他に原告X1の被告Y1の会員の地位を喪失させる事由はないから、原告X1は被告Y1の会員である。

(被告らの主張)

原告X1は、本件除名処分によって□□流の名取の地位を喪失したから、被告Y1会則9条3項に従い、当然に被告Y1の会員の地位を喪失した。

また、平成23年1月28日に被告Y1会則が改正された際、①新たに年会費を徴収することとし、②移行期間満了の平成23年12月31日までに年会費の支払など所定の諸手続を行わない会員は被告Y1の会員としての身分を失う旨の改正を行ったところ、原告X1はその手続を行わなかったため、同日付けで被告Y1の会員としての身分を喪失している。

(6) 被告Y2の本件除名処分に係る不法行為責任の有無(争点6)

(原告らの主張)

本件除名処分は、家元としての正統性を有しない被告Y2による不当な目的でされたものであり、原告X1の利益を侵害し、重大な精神的損害を与えたものであるから、不法行為に該当し、被告Y2は原告X1に対し慰謝料10万円の損害を賠償する義務がある。

(被告らの主張)

仮に本件除名処分の効力が司法審査の対象となるとしても、本件除名処分に何ら違法な点はない。

(7) 被告Y1の平成26年の新年総会への原告X1の出席を拒否したことに係る不法行為責任の有無(争点7)

(原告らの主張)

被告Y2による本件除名処分は無効であるから、原告X1は被告Y1の会員の地位を有していたにもかかわらず、被告Y1は、平成26年の新年総会への同原告の出席を不当に拒んだ。この行為は不法行為に該当し、被告Y1は、同原告に対し慰謝料10万円の損害を賠償する義務がある。

(被告らの主張)

否認ないし争う。原告X1は被告Y1の会員の地位を有しないので、同原告を平成26年の新年総会に出席させなかったことについて、何ら違法性はな

い。

(8) 被告Y1の平成26年の新年総会における理事等の選任及び予算等の承認の決議の不存在確認の訴えに確認の利益が認められるか否か(争点8)

(原告らの主張)

ア 理事及び監事の選任並びに収支予算及び収支決算の承認は、いずれも被告Y1の業務運営及び執行に重大な影響を与える事項であり、これらの決議の効力に疑義があれば、派生する法律関係について連鎖的に種々の紛争が生じ得る状況にあるので、基本となる決議自体の効力を確定することが紛争の抜本的解決のために適切かつ必要な手段であるといえるから、平成26年の新年総会におけるこれらの事項に係る決議の不存在の確認を求める訴えは、確認の利益が認められる。

イ この点につき、被告らは、平成27年の新年総会においてこれらの決議に係る議題を再決議した旨主張するが、平成27年の新年総会は、招集通知を送付されるべき者の多数について招集通知が送付されていないという重大な瑕疵があり、同新年総会における決議もまた不存在である。

(被告らの主張)

ア 原告らは、不存在確認を求める当該総会の各決議に派生する具体的な法律上の紛争について何ら主張をしておらず、当該各決議によって原告らのどのような権利又は利益が侵害されたかを何ら明らかにしていない。

そして、法律関係をめぐる紛争の内容が具体的に明らかにされない以上、被告Y1の総会における役員を選任の決議の存否や収支予算及び収支決算の承認の決議の存否を確認することが紛争の抜本的解決となるかどうかは不明である。

イ また、被告Y1は、平成27年の新年総会において、理事及び監事の選任並びに収支予算及び収支決算の承認について再決議を行っており、この観点からも、原告らの訴えについて確認の利益は認められない。

原告らは、平成27年の新年総会に関して、招集通知が送付されていない旨主張するが、そもそも新年総会が毎年1月28日に行われることは周知されており、その旨は会報でも告知されているのであって、招集通知を送付する慣行はなかったものであり、また、平成23年1月28日にY1会則が改正されたことに伴い、それ以前に名取になっていた者は改めて手続を行わなければ会員資格を失っているのであるから、これらの会員に対して招集通知を送付する必要はなく、新年総会における決議に瑕疵はない。

(9) 被告Y1の平成26年の新年総会における理事等の選任及び予算等の承認の決議が不存在であるか否か(争点9)

(原告らの主張)

平成26年の新年総会においては、理事及び監事の選任の決議がされず、その選任につき何らの権限も有しない被告Y2が決定したとする理事及び監事を発表したのみであり、収支予算及び収支決算の承認の決議もされなかった。

(被告らの主張)

平成26年の新年総会において、理事及び監事の選任の決議並びに収支予算及び収支決算の承認の決議はいずれも適法に行われている。

### 第3 争点に対する判断

1 争点1 (□□流の名取の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否か)について

(1) 裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって法令の適用により終局的に解決することができるものに限られ、したがって、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であっても、法令の適用により解決するに適しないものは、裁判所の審判の対象となり得ないというべきである(最高裁昭和39年(行ツ)第61号同41年2月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁, 最高裁昭和51年



(オ) 第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照)。そして、同項にいう「法律上の争訟」とは、あらゆる法律上の係争を意味するものではなく、その中には事柄の特質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあるのであって、例えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが相当である(最高裁昭和34年(オ)第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁、最高裁昭和46年(行ツ)第52号同52年3月15日第三小法廷判決・民集31巻2号234頁参照)。

(2) 前記前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

ア □□流は、日本舞踊の最大流派であり、全国に約2万人の門弟を有している(前記前提事実(2)ア)。

イ □□流の初代家元は、□□流の門弟が遵守すべき規定として□□流規定及びその細則である□□流規則を定め、□□流規定には、「幼年より斯道を學びて營業となし、□□と號して一流を立つ、隨ひ學ぶものは聊かも他流を學ぶ事を許さず」、「御布告の儀は申すに不及、家元より申出の趣き堅く相守可申もの也」、「凡そ當流に入門して苗字を許されたる者は規定及規定細則を遵守し、禮節と情義を重じ、品行を正し、師に篤く、友に親しく、常に技藝に勵みて、當流の面目を保ち、世に處するの覺悟を鞏固にし、以て一門の繁榮を心がくべきもの也」等の定めがある(甲1)。

その後の改訂を経た昭和51年9月以降の□□流規則(以下単に「□□流規則」という。)には、以下の定めがある(甲1)。

「第1条 □□流は、宗家家元A1'、之を統率する。

第2条 宗家家元は、試験に合格したる者に、当流の苗字芸名を認許し「名取」とする。

第3条 (略)

第4条 名取たる者は、常に芸道に精進し、品位を保ち、当流一門に対して礼を失することなく、芸道上の行動は総て規則に従わねばならない。

第5条 名取は認許された苗字芸名を用い、苗字のみを使用してはならない。

第6条 名取はその認許された苗字を名取以外の者に、使用させてはならない。

第7条 当流の名取名を有する者は、同時に他流の名取名を持つことは出来ない。

第8条 名取たる者が、当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合には、家元は実情調査の上、除名を申し渡すことがある。

第9条 名取名を返上せんとする者は、取立師匠及び、保証人連署の上、その理由を宗家家元に届出で、宗家家元はその実情を調査の上、返上を認めることが出来る。

第10条 (略)

第11条 除名されたる者は速かに名札及び、免状、試験合格の際授与された扇子、専門部名取は「□□流教授之證」(門標)など、一切を返上しなければならない。右返上なきときも、除名は有効である。

名取名返上者及び名取死亡の場合も之に準ずる。

第12条～第14条 (略)

第15条 当流には諮問機関を設け、宗家家元の補佐をする。

第16条 (略)」

ウ 被告Y1の会則には、以下の定めがある(甲4)。

「前文

□□流Y1は、二代 三代 四代宗家家元より名取名を許された一門の組織であり、理事会制により全国を統制し、一門の繁栄、又それぞれの芸道精進を推進し、我が国の伝統芸術としての、□□流古典舞踊の伝承保存、又創作舞踊の企画、人材の育成等々舞踊をして国家社会に貢献するものとする。

宗家家元は名誉会長として、芸道上の指針を示すものとし、理事会は、□□流規則（流則）第15条の定めに従い、宗家家元の諮問機関としての任を全うする（注・上記の定めにつき、原文には「□□流規約（流則）第15条」とあるが、「規約」は「規則」の誤記と認められる。）。

（名称）

第1条 本会は、□□流Y1という。

第2条～第3条 （略）

（目的）

第4条 本会は、□□流舞踊の保存、伝承、普及を図り、併せて会員の芸道知識一般の向上、相互の親睦、福利厚生を推進し、もって、我が国の伝統芸能である日本舞踊の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) □□流創流嘉永2年（1849年）の伝統を重んじ、日本舞踊に関する調査、研究及び知識の啓発をし、その研究、論評の道を開くための機関紙の発行

(2) 会員の技能及び教養向上のための講習会等の開催

(3) 流儀に残る古典伝承のための研修会の開催

(4) 永年Y1貢献者の顕彰

(5) □□流に関する資料、文献の収集保存

(6) 会員の共済、福利厚生に関する事業

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（種別）

第6条 本会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 会員

□□流宗家家元及び□□流の苗字芸名を認許された名取

(2) 名誉会員

本会に対して特に功労のあった者のうちから総会の議決をもって推薦せられたもの

（入会）

第7条 前条1号の会員は、名取として認許されたとき自動的に会員となる。

第8条 （略）

（資格の喪失）

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。但し、理事会が当該会員に特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) □□流規則（流則）または本会則に基づき除名されたとき

(4) 名取名を返上したとき

(5) 本会の会員としての義務に違反し、かつ、催告に応じないとき

(6) 年会費を5年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

第10条～第11条 （略）

（除名）

第12条 会員が、本会の名誉を傷つけ、又は本会の円滑な運営を妨げ、又は本会の目的に違反したときは、名誉会長の承諾を得て、理事会がこれを

除名することができる。

2 除名された者は、□□流の苗字芸名を名乗ることができない。

(役員)

第13条 本会には次の役員を置く。

(1) 名誉会長 宗家家元を名誉会長とする。

(2) 理事 若干名

(3) 監事 2名

(理事、監事の選任)

第14条 理事及び監事は、総会の議決を経てこれを選任する。

2 理事は、互選で理事長1名、副理事長1名若しくは2名を選任する。

第15条～第22条 (略)

(種別)

第21条 本会の会議は、総会、理事会の2種とする。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、本会の会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 名誉会長は、総会、理事会に出席することができる。

(権能)

第23条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 定時総会は、毎月1月28日に開催する。

2 (略)

(招集)

第25条 総会及び理事会は、前条2項2号の場合を除いて、それぞれ理事長が招集する。

2 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知する。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、書面又は口頭により、開催の前日までに通告する。

(議長)

第26条 総会及び理事会の議長は、理事長が就任する。

2 (略)

(議決)

第27条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決するものとする。

2 総会の成立には、会員300人以上の出席を要するものとする。

3 総会の議事において、議長は、議決に加わる権利を有しないものとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決するものとする。

5 理事会の議事において、議長は、議決に加わる権利を有しないも

のとする。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条～第37条（略）」

エ 普通部名取は、家元から認許された苗字芸名を用いて各種の舞踊会や舞台等に出演することができるが、有償の舞踊会に出演することはできず、教授所を開き、門弟を取り、又は舞踊会を主催することは禁止されている。専門部名取は、教授所を開いて取立師匠として門弟を指導することができ、また、舞踊会を主催し、有償の舞踊会に出演することができる。（甲2、弁論の全趣旨）

オ □□流の家元（代々「A1」の名跡を襲名する者）が□□流規則2条に基づき名取に認許する苗字である「□□」は、遅くとも昭和56年3月頃には、□□流の事業活動に係る表示として、日本舞踊に携わる者及び全国の日本舞踊の愛好者らの間で広く認識され、周知のものとなっていた。また、□□流の専門部名取は、□□流家元から認許された苗字芸名を上記の表示として使用し、舞踊会等に出演して出演料等の対価を収受し、門弟に舞踊を教授して指導料等の対価を得る等の事業活動を行っている。（甲5、弁論の全趣旨）

□□流の名取が名取の地位を失った場合には、家元から認許された苗字芸名を使用して上記エの事業活動を継続することができないこととなる（弁論の全趣旨）。

カ □□流には伝統的な舞踊の振り付けが多数存在し、その一部については、三世家元が平成13年に自ら取得し、その死後の平成23年に設立された株式会社M1（後記4（1）ヒの被告Y2を代表理事とする一般財団法人□□流Y1を發起人として設立された会社）に承継された著作権の登録がされている。□□流の名取であれば、これらの著作権の登録がされた舞踊の振り付けを上演することができるが、名取がその地位を失った場合には、これらの舞踊の振り付けを上演することができなくなる（甲37、100の2、乙13、68、弁論の全趣旨）。

（3）ア 以上の認定事実によれば、□□流の名取の地位は、□□流という全国に約2万人の門弟を有する日本舞踊の最大流派において、一定期間の修業と試験を経て認許される資格であり、名取の地位を有する者のみが、その流派の伝統と格式を徴表する「□□」の苗字を冠した芸名や流紋を使用し、□□流において著作権が取得されている舞踊の振り付けを上演することができ、そのうち、専門部名取の地位を有する者のみが、有償での舞台等への出演や舞踊会の主宰をして出演料等の対価を収受することや、名取試験に向けた門弟への教授等を行って教授料等の対価を収受することを許されており、□□流の名取、特に専門部名取の地位は、日本舞踊家としてのこれらの職業活動及び事業活動の基礎を成すものであって、名取の地位を除名によってはく奪された場合には、その地位の喪失に伴い、□□流の苗字芸名や流紋の使用や振り付けの上演及び舞台等への出演や舞踊会の主宰並びに門弟への教授等ができなくなり、出演料や教授料等の対価の収受も許されなくなり、これらの職業活動及び事業活動を行うことができなくなるという不利益が生ずることとなる。また、□□流の名取の地位にあることは、権利能力なき社団である被告Y1の議決権を伴う会員資格でもあり（会則6条

（1）、被告Y1の会員は総会の議決権の行使により同会の組織や予算等の運営に参画し得る地位を認められており、名取の地位を除名処分等によって喪失することは被告Y1の会員資格の喪失事由ともなっている（会則9条）。そして、□□流は、全国の約2万人の門弟を構成員とし、その全員が遵守すべき□□流規定及び□□流規則という統一的な規範を基礎として家元の統率の下に統制された日本舞踊家の集合体であるところ、□□流の名取は、上記の統率権を有する家元の認許により付与され、上記の集合体における規律の中核を成す地位であり、□□流の名取を構成員とする被告Y1も、被告Y1会則という包括的な規範を基礎とし、総会や理事会等の機関を備え、理事会は家元の諮問機関の任も負うなど、□□流における組織の中核を成す社団の実質を備えた団体であることができる。

これらのことに照らせば、□□流の名取の地位を基礎とする上記の権

利利益は、著作権が取得されている□□流の舞踊の振り付けを上演するための権利の基盤であり、日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であることに加え、被告Y1の総会における議決権を伴う会員資格の基盤でもあるといえるから、□□流の名取は、著作権の対象演目の上演に係る権利や多大な事業上の権益に加えて、□□流の組織の中核を成す被告Y1という事業上の重要な影響力を有する団体において議決権等を有するなど、その地位に基づいて様々な権利利益を付与され享受しているということができ、これらの権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるものというべきである。そして、□□流の名取の地位を喪失した場合には、その地位の喪失それ自体を直接の原因として、上記の法的利益としての権利利益を享受できなくなることや、□□流において名取の地位が統一的な規範に基づく規律の中核を成すとともに組織の中核を成す被告Y1の構成員の資格であるなど重要な法的地位と評価されること等に鑑みれば、除名処分を受けた□□流の名取による名取の地位の確認を求める請求の訴訟物は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有する法律問題に当たるものというべきである。

イ そして、本件における□□流の名取の地位の確認を求める請求は、□□流において普通部及び専門部の試験に合格し、□□流の専門部名取となった原告X1が、被告Y2による本件除名処分が無効であるとして、自らが□□流の名取の地位にあることの確認を求める内容のものであるところ、本件除名処分は、□□流の流派に属する者の遵守すべき規定である□□流規則の第8条（「名取たる者が、当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合には、家元は実情調査の上、除名を申し渡すことがある。」）を根拠として行われたものであり、後記4（2）のとおり、被告Y2が処分権者として本件除名処分を行うに当たってその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否か（処分権限の有無を含む。）という観点から除名処分の適否が争点となり、このような裁量処分の適否に係る判断は除名処分等の懲戒処分の適否全般について一般に採られている判断枠組みに基づく裁判所の審査に適する事項といえることができるから、本件における□□流の名取の地位の確認を求める請求の訴訟物は、法令の適用により終局的に解決することができるものに当たるといえるべきである。

（4） したがって、本件における□□流の名取の地位の確認を求める請求は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当し、司法審査の対象となるものといえるべきであり、これを司法審査の対象外の事項であるとする被告らの主張は採用することができない。

2 争点2（被告Y1の会員の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否か）について

前記1において説示したところによれば、被告Y1の会員の地位は、権利能力なき社団である被告Y1における総会での議決権を伴う法的地位であると認められ、本件における被告Y1の会員の地位の確認を求める請求は、□□流の名取の地位の確認を求める請求と同様に、一般市民法秩序と直接の関係を有する法律問題であって法令の適用により終局的に解決することができるものを訴訟物とするものといえるから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当し、司法審査の対象となるものといえるべきである。

3 争点3（□□流の名取の地位の確認請求及び被告Y1の会員の地位の確認請求について確認の利益が認められるか否か）について

本件においては、原告X1が被告Y2による本件除名処分につきその効力を争い、被告Y2との間で□□流の名取の地位にあることの確認を求め、被告Y1との間で被告Y1の会員の地位にあることの確認を求めており、被告Y2は原告X1が□□流の名取の地位にあることを争い、被告Y1は原告X1が被告Y1の会員の地位にあることを争っていることが当裁判所に顕著であり、原告X1において本件除名処分の無効を理由として自らがこれらの地位にあることの確認を

求めることは確認の対象の適格にも欠けるところはないといえるから、原告X1の□□流の名取の地位の確認を求める請求及び被告Y1の会員の地位の確認を求める請求については、いずれも確認の利益が認められるというべきである。

4 争点4（本件除名処分が無効であるか否か）について

(1) 前記前提事実、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件除名処分が行われるに至った経緯等として、以下の事実を認めることができる。

ア N1は、嘉永2年、□□流を創設し、A1'と改名して初代家元となった（以下「初代家元」という。甲13）。

初代家元は、明治36年1月、死亡した。これに伴い、初代家元の親族らの間で会議が開かれ、二世家元の襲名までの間、初代家元の甥であり養子でもあったO1'ことO1（以下「O1'」という。）が家元の一時的な預かりとしてその地位を代行することとされた。

初代家元の長男であるP1は、家元の地位を代行するO1'の下で約8年間の修業をしたのち、O1'及び同人と協議した□□流の高弟らから家元の後継に推挙され、同人及び高弟らの支持の下に、大正7年6月、二代目A1'として□□流の二世家元を襲名した（以下「二世家元」という。）。これに伴い、二代目A1'の襲名披露公演が市村座において行われた。（以上につき、乙60）

イ 二世家元は、昭和37年暮れ頃、自らの長女であるA1に対し、同人に□□流の家元を継がせる旨を伝えた。A1は、昭和38年1月15日に行われた襲名式において、三代目A1'として□□流の三世家元を襲名した。昭和40年11月、三代目A1'の襲名披露公演が歌舞伎座において行われた。（乙60）

三世家元は、家元の襲名に伴い、被告Y2及びB1'ことB1（原告X1の祖父。以下「B1'」という。）を指名し、自らの補佐役とした（甲13）。

ウ 被告Y2の弟であるH1は、昭和54年12月頃、大阪において□□流分派である「××流」を興し、自らその家元として「□□」の名取を認定する活動を開始し、その旨を三世家元に通知した上で、□□流を脱退した。三世家元は、これを受けて、同月19日、上記分派の創立に関与した□□流の門弟3名について除名処分を行うとともに、昭和55年2月6日には、既に□□流を脱退していたH1に対し、「□□」の名の返上を求めた。また、三世家元は、同年、H1に対し、不正競争防止法に基づき、同人が使用していた芸名である「H1'」の使用の差止め等を求める申立てを行い、その後、三世家元とH1との間で、H1が「◇◇流」という名称で流派を興すとともに名取名として「□□」の名を使用しない旨の合意が成立した。（甲7、13）

エ □□流の名取であったG1は、昭和55年頃、三世家元に対し包丁で切り付けて負傷させるという傷害事件を起こした。三世家元は、これを受けて、G1を□□流から追放する処分（□□流の名取から除名するとともに、舞踊会への出演等を行わないよう命ずる処分）した（被告Y2本人、弁論の全趣旨）。

また、三世家元は、数名の専門部名取に対し、他の専門部名取の門弟を家元の同意なく自らの門弟としたことについて注意を行ったことがあった（弁論の全趣旨）。

オ 三世家元は、昭和45年頃から、Q1'ことQ1（以下「Q1'」という。）を他の内弟子とは別格の待遇とし、自宅に同居させて直接指導を行っていたが、Q1'と日本舞踊□△流のR1との婚姻を契機として、同居を解消した。

また、三世家元は、平成2年から平成15年頃までにかけて、S1'ことS1を他の内弟子とは別格の待遇とし、自宅に同居させて直接指導を行っていたが、同年頃、同居を解消した。（以上につき、甲13、弁論の全趣旨）

カ 三世家元は、平成13年10月頃、「常磐津「独楽」」、「大和楽「花ゆかり」」を含む27の演目について、これらの演目の伝統と様式を守るた

めに自らを著作権者とする著作権の登録がされたことを受けて、これらの演目の上演に際しては、事前に会場、主催者名、出演者名を□□流の事務所に届け出る運用（以下「本件運用」ともいう。）を定め、この運用は、平成14年8月1日発行の被告Y1の会報に掲載された（甲100の1、乙13、68）。

キ 原告X1は、平成3年に□□流の普通部試験に合格して普通部名取となった後、大学卒業及び大学院修了を経てT1株式会社に入社し、同社に勤務していたが、□□流の日本舞踊の修業を求める三世家元の要請を受けて、平成15年7月31日に同社を退職し、それ以降、築地の□□流の稽古場において日本舞踊の修業を行った。

三世家元は、平成15年8月以降、原告X1の舞踊の師匠として高弟のI1'ことI1（以下「I1'」という。）を指名し、同人に命じて同原告に対する指導を行わせ、平成17年5月以降、さらに同原告の舞踊の師匠として高弟のU1'ことU1（以下「U1'」という。）も併せて指名し、兩名に命じて同原告に対する指導を行わせた。また、三世家元は、同年以降、原告X1に対し、V1'ことV1（以下「V1'」という。）から□□本家に伝わる行事、祭祀等の有職故実についての指導を受けるよう指示した。そして、この間、原告X1は、三世家元の筆頭の内弟子として三世家元の同原告に対する期待の念を理解していたC1'ことC1からも、三世家元の意向に沿って□□流の舞踊の技芸について事実上の指導と助言を受けるとともに、三世家元からもC1の指導と助言を得て舞踊家として精進していくよう教えられており、C1の技芸に対して尊崇の念を抱いていた。

原告X1は、平成17年、□□流の専門部試験に合格し、専門部名取となった。（以上につき、甲75、99の1、同100の1、原告X1本人）

ク 三世家元は、平成18年6月21日、貧血を理由として聖路加病院に緊急入院し、その後の精密検査によって、十二指腸潰瘍及び肝臓癌の診断を受けた。同年12月7日、三世家元は慈恵医大病院に転院した（甲75）。

三世家元の補佐役であったB1'は、平成19年1月7日に死亡した（甲75）。

三世家元は、自らの世話をしていたW1'ことW1ほか数名に対し、B1'の一周忌後に、原告X1に家元の地位を継承させる旨を発表すると述べていた（甲100の1）。

ケ 三世家元は、平成19年5月23日に死亡した。

これを受けて、同日頃、被告Y1の理事であったZ1'ことZ1（以下「Z1'」という。）、Q1'、A2'ことA2（以下「A2'」という。）、B2'ことB2、C2'ことC2及び被告Y2並びにD2'ことD2（原告X1の父。以下「D2'」という。）及びその妻のE2（原告X1の母）らが出席し、四世家元の人選についての会議が開かれ、そこでは、Z1'らから被告Y2を四世家元に推挙する提案がされる一方、A2'からは原告X1を四世家元として推薦する旨の発言もされた。

同月24日午後1時頃、被告Y1の理事長代行であったZ1'が議長として被告Y1の理事会を開催し、A2'ほか9名の理事がこれに出席した。

上記理事会の議事録（甲52）には、要旨次のとおりの記載がある。

（ア） Z1'は、三世家元の急逝につき、□□流の四世家元を早急に確定する必要があるため、そのためには三世家元の親族との調整等が必要であるため、理事会としてその候補を決定し、調整等に入りたい旨の提案を行った。そして、出席理事からは、三世家元の生前の意思に加えて経歴、実績及び三世家元との続柄等を総合的に考慮すると、三世家元の後見である被告Y2が最もふさわしいとの意見が出され、他の理事からもこれに賛同する意見が述べられ、他の候補者を推す意見は出されなかった。

（イ） これらの意見を踏まえて、Z1'が、理事会として被告Y2を四世家元候補と決定することの可否を諮り、全会一致で決議された。また、Z1'が理事長代行として三世家元の親族との調整等や家元の承継に当面必要な手

続を行うことについても全会一致で決議された。

(ウ) その後、被告Y2が上記の理事会に臨席し、Z1'が、被告Y1の理事会において被告Y2を四世家元候補と決定された旨を被告Y2に伝えた。

被告Y2は、上記(ウ)の理事会の決定の伝達を受けて、一晩考えて返事する旨を回答した上で、翌日、被告Y1の理事会において、被告Y1の理事らの一致した協力が得られるのであれば、四世家元に就任することを受諾する旨回答した。(以上につき、甲52, 99の1)

コ 三世家元の顧問弁護士であったF2弁護士(以下「F2弁護士」という。)は、平成19年6月8日、Z1'からの委任を受けて、三世家元の親族会(四親等親族会議)を招集した。同会議においては、F2弁護士が会議を主宰したことについて被告Y2及びD2'が異議を申し出るなどして議論が紛糾したため、被告Y2を四世家元とすることについて、三世家元の親族であるQ1家及びX1家の同意は得られなかった(甲99の1)。

サ 被告Y2は、平成19年6月28日、三世家元の本葬において喪主を務め、その葬儀の場において、□□流の関係者に対し、自らが□□流の四世家元に就任した旨の発表を行った。また、被告Y2は、同年7月17日、記者会見を開き、報道関係者に対し、同旨の発表を行った。(甲13, 99の1)

シ 三世家元には相続人がいなかったため、平成19年7月20日、東京家庭裁判所により、F1弁護士が三世家元の相続財産管理人に選任された(甲78, 弁論の全趣旨)。

ス D2'は、平成19年7月19日、被告Y1の理事らに対し、被告Y2が四世家元に就任することについては異議がない旨述べるとともに、原告X1の今後の処遇について同原告を五世家元とすることを確約するよう要請した。D2'は、同年8月11日、改めて被告Y2と面談し、同旨の要請をしたが、被告Y2はこれを拒絶した。(甲99の1)

セ F1弁護士は、平成19年8月30日、被告Y2との間で、三世家元の相続財産の一つである、東京都中央区築地(以下単に「築地」という。)に所在する□□流の稽古場(以下「築地稽古場」という。)について、暫定的に被告Y2に使用を許可する旨の合意(以下「本件暫定合意」という。)をした(甲100の1)。

ソ 被告Y2は、平成19年11月13日に行われたG2の葬儀の際、葬儀委員長として弔辞を述べるとともに、葬儀の終了後、□□流の主立った関係者を集め、自らが家元として□□流を取り仕切る旨や、五世家元候補からX1家及びQ1家を外す旨を述べた(甲100の1)。

タ 原告X1は、平成19年12月28日頃、同日付けの書面で、被告Y2及びZ1'に対し、被告Y2の四世家元就任の手續に瑕疵があった旨指摘するとともに、平成20年1月に開催される□□流の新年総会において、三世家元が指名した家元の継承者は原告X1である旨を表明するよう要請した(甲53)。

また、原告X1は、平成20年1月24日頃、同日付けの書面で、被告Y2及びZ1'に対し、□□流の新年総会において、同原告に、①自らが三世家元により後継者として指名されたこと、②築地の稽古場を残す努力をするつもりであること、③流派内の混乱を避けるため、当面家元の就任は見合わせ、被告Y2による家元の一時的な預かりを認めるが、準備ができ次第自らが家元に就任する意向であることについて発言をする機会を与えるよう要請した(甲54)。

なお、A2'は、原告X1の上記の要請に対し、流派内での理解が得られず混乱を招くとの理由で、これを控えるよう同原告に伝えており、同月28日に行われた□□流の新年総会において同原告から上記の発言はされなかった(甲100の1)。

なお、この頃、被告Y2は、三世家元の内弟子として原告X1に舞踊の稽古を付けていたI1'に対し、今後は同原告への稽古をやめるように指示をした(甲75, 100の1, 原告X1本人)。



チ 原告X1は、平成20年3月21日、東京地方裁判所に対し、三世家元の相続財産法人を被告として、三世家元が所有していた不動産（築地に所在する□□流の稽古場を含む。）について死因贈与を原因とする所有権移転登記手続等を求める訴訟（以下「別件訴訟1」という。）を提起した。

原告X1は、同年4月17日、東京地方裁判所に対し、被告Y2を被告として、自らが□□流の家元であることの確認を求める訴訟（以下「別件訴訟2」といい、別件訴訟1と併せて「別件訴訟1及び2」という。）を提起し、別件訴訟1及び2は併合審理された。（以上につき、甲13）

被告Y1は、同年3月28日、被告Y1の理事一同が被告Y2を支持している旨を記載したファクシミリ文書を報道機関に対し送信した（甲100の1）。

ツ 平成20年5月26日から29日にかけて、被告Y2の主催に係る「四世家元A1'襲名披露公演」が歌舞伎座等で行われた（甲100の1）。

テ 被告Y1の理事会は、平成20年7月頃、全国の□□流の名取に対して、三世家元の相続財産を四世家元である被告Y2に継承させるよう東京地方裁判所に嘆願するための署名運動を行うよう求めた（甲78, 80）。

ト 被告Y2は、平成20年10月10日、東京家庭裁判所に対し、三世家元を被相続人とする特別縁故者分与の申立てをした。

原告X1及びその父母は、同月24日、東京家庭裁判所に対し、三世家元を被相続人とする特別縁故者分与の申立てをした。（以上につき、甲101の1。以下、被告Y2並びに原告X1及びその父母の申立てに係るこれらの特別縁故者分与申立事件を併せて「別件特別縁故者分与申立事件」という。）

ナ 三世家元の相続財産管理人であるF1弁護士は、平成20年12月10日、□□流の関係者を集めて□□流関係者集会を開き、相続財産の帰すうや別件訴訟1及び2の和解あっせんの場の設定について意見を聴取した。その際、F1弁護士は、A2'を中心とする和解あっせんの場を設定する旨の提案を行い、出席した関係者はこの提案に賛同した。また、F1弁護士は、築地の稽古場を□□流全体の共有財産とする方策として、□□流を法人化する方法が適当である旨の意見を述べた。

F1弁護士は、同月16日、A2'と面談し、その際、A2'は、諸般の事情により、自らを中心とする和解あっせんの委員会の立ち上げを断念する旨をF1弁護士に申し入れた。

F1弁護士及びその訴訟代理人であったH2弁護士（以下「H2弁護士」という。）は、平成21年1月30日の別件訴訟1及び2の弁論準備手続期日において、①原告X1は被告Y2の四世家元としての地位を認めること、②被告Y2は原告X1の□□流専門部名取としての地位を認めた上で、築地における同原告の稽古等の妨害をしないこと、③□□流の全資産を所有し管理する財団法人を設立すること等を含む和解案を提案した。（以上につき、甲81）

これを受けて、被告Y2は、同年9月7日、「一般財団法人I2」（仮称）の設立について検討している旨及び同法人の概要を記載した書面をF1弁護士及び東京地方裁判所に対し送付した（甲82）。

ニ 原告X1と被告Y2は、平成21年9月25日、それぞれの代理人弁護士を通じて、F1弁護士及びH2弁護士の同席の下、築地稽古場についての協議を行った。その際、F1弁護士は、原告X1及び被告Y2に対し、本件暫定合意に基づいて被告Y2に築地稽古場の使用を許可しているが、家元の地位についての争いが顕在化するに至ったことを受けて、同年10月末日までに原告X1と被告Y2との間で築地稽古場の使用に関する新たな合意が形成されない場合には本件暫定合意を解除する旨を通知し、しかるべき猶予期間の経過後に築地稽古場の使用を禁止する予定である旨述べた。（甲83）

それ以降も、原告X1と被告Y2との間で築地稽古場の使用に関する協議は調わず、これを受けて、F1弁護士は、同年11月6日、原告X1及び被告Y2に対し、本件暫定合意に基づく築地稽古場の使用を中止する旨を通知した

(甲100の1)。

又平成21年1月から同年12月までにかけて、別件訴訟1及び2の弁論準備手続期日が複数回開かれ、原告X1と被告Y2との間の和解について協議がされたが、□□流の法人化等についての協議が調わず、同月18日の弁論準備手続期日において、和解を打ち切る旨が確認されたのを受けて、平成21年12月26日、F1弁護士は、築地稽古場を閉鎖し、同弁護士の許可なしに同稽古場に立ち入ることを禁止した(甲100の1)。

ネ C1は、平成22年3月3日、代理人を通じてF1弁護士と面会し、同弁護士に対し、築地稽古場を残したいと考えている流派有志とともに「築地道場を守る会」(以下「守る会」ともいう。)を立ち上げたこと、既に三世家元の内弟子ら約500名の賛同を得ていること、一般社団法人又は一般財団法人の設立を検討中である旨を伝えた。

これ以降、C1は、築地稽古場の使用を求めてF1弁護士と複数回面談し、守る会名義の嘆願書をF1弁護士に提出した。F1弁護士は、C1に対し、築地稽古場を使用するためには、被告Y2及び被告Y1の了解を取り付けるよう求めたところ、C1はこの了解を得られなかったため、同年6月1日、築地稽古場の使用に係る要請を撤回した。

C1は、同月25日付けで、被告Y2及び被告Y1に無断でF1弁護士に嘆願書を提出したことについて謝罪する旨を記載した謝罪文を被告Y1の理事長宛てに送付した。(以上につき、甲100の1及び2、乙54)

ノ原告X1は、平成22年7月5日に開かれた別件訴訟1及び2の弁論準備手続期日において、代理人を通じて、別件訴訟1に係る請求を放棄し、別件訴訟2に係る訴えを取り下げる旨を陳述し、被告Y2が取下げに同意したため、別件訴訟1及び2は終了した(乙8)。

ハ F1弁護士は、平成22年10月8日、別件特別縁故者分与申立事件において、□□流の関係者からの聴取を踏まえて作成した意見書(甲100の1。以下「別件意見書」という。)を東京家庭裁判所に提出した。

別件意見書には、□□流の関係者からの聴取結果として、下記の記載がある(各引用部分末尾の括弧内は甲100の1の各頁右下の赤字の丁数を指す。)

(ア) 平成19年12月21日 I1'からの聴取内容

「(「三世の意向としては、後継としてX1さんを育てるということで、I1'先生が預かりで指導していた」のかとの問いに対して)そうです。」(62丁)

「(被告Y2としては「自分が四世で固めようとしているわけだから、D2'さん(注・原告X1の父であるD2')の動きはそれに反するわけだから困ると、こういうことをいっていた」のかとの問いに対して)はい。」(67～68丁)

「(被告Y2としては「I1'先生には、その話は封じておけという趣旨だった」のかとの問いに対して)まあそうございましょうね。」(68丁)

「X1さんという人は舞踊協会には入ってないです。」

「それが、D2'さんが舞踊協会に入れようということで手続をとったんですよ。」

「そうしたら、潰しに来た。」(80丁)

「三代目さんも、まだあと5年、10年ご存命でいて、この子を育てようと思っていらしたから、書いたものも何にも、そういうあれがないんです。」(81丁)

(イ) 平成19年12月28日 I1'からの追加の聴取内容

「四世の回答は以下のとおりである。「I1'から、その意思として(四世の指示ということではなく)X1を築地に返すということにせよ。」I1'としては、この指示に従わないとすると相当の圧力になり、事実上干されて

しまうのでそうせざるを得ない。場合によっては、何らかの理由を付けて除名されるかも知れないのである。I 1' は、X 1 を築地に返しても四世はX 1 に十分な稽古はさせないであろうし、この3年間三世の代稽古役として行ってきたところも終了させてしまい流派内では抹殺されてしまうと考えている。」(82丁)

(ウ) 平成19年12月22日 B 2' からの聴取内容

「X 1 に後を継がせるのかと聞いたことがある。まだ判らないという趣旨の回答があったが、候補としていることは間違いなかった。会社を辞めさせたわけではない。自分の意思で辞めたのだとも言っていた。」

「三世は決定的にX 1 を後継とまでは考えていなかったのではないか。さらに自分で稽古を付けて家元に育てていこうという意味はあった。代稽古をI 1' , U 1' に命じていたことも間違いない。」

「Y 2' (注・被告Y 2) もZ 1' も三世のX 1 を後継にするという意向を承知していたのだから(流派内の者の皆承知)、次世代に継がせるまでの四世と考えていた。だからB 2' を含め大方の者は、それならY 2' でやってもらおうという気持ちであった。」

「また、I 1' (三世の命によるX 1 の指導者) に対し四世が直接指示をしてX 1 の稽古から降りるよう指示があったという。C 1' (法人設立を考えている若手) に対しては、X 1 が三世の後継者であったことも内外で公言するな。これに反すれば除名するという趣旨の脅しを入れていると聞いている。今、一事が万事流派内は四世の「肅正」を恐れてものが言えない状況にある。」

(89～91丁)

(エ) 平成19年12月25日 W 1' からの聴取内容

「X 1 の後継について、三世は「B 1' 先生の一周忌が済むまで」と常々言っていた。」(93丁)

(オ) 平成19年12月27日 C 1' からの聴取内容

「三世は、「四世」という言葉こそ使わなかったが、「この子(X 1) を次のために仕込もうと思う。」という趣旨のことを言っていたので、X 1 が四世になると思っていた。」

「6月27日、歌舞伎座でJ 2, Y 2' の襲名披露(注・いずれも被告Y 2の孫で、後者は孫のJ 1による六代目Y 2' の襲名披露)があったが、(中略) J 2, Y 2' の二人は名取試験を通過していない他(戸籍上の名字が「□□」であるに過ぎない。), Y 2' に至っては、15歳に満たないのであり、襲名披露は完全に流則に反するといわねばならない。このことに対しては、何故か誰も異議を述べない。気付いていないのかもしれない。」

「9月6日、私(C 1') が築地事務所にて事務局K 2, 同L 2に「X 1君を無視しないで今までどおり付き合っ欲しい」ということを話したところ、その日の晩、携帯に四世から電話があり、「何を考えているんだ。君は築地でどれだけの権限があるんだ。書き物が無い以上、X 1のことは白紙だ。X 1の名前を今後出すようだったら君を切るからな。」という趣旨のことを言われた。」(102～103丁)

(カ) 平成20年2月26日 A 2' からの聴取内容

「三世は色々気が変わる人ではあった。頭が良い方だったので、ご親族間の様々なことを承知しており、「この人に四世に決めたらこうなるだろう。この人に決めたらああなるだろう。」ということ色々探っているうちに、四世を誰にするか決めかねていて、そうこうしているうちに亡くなってしまった。」

「A 2' は、三世が生きていればY 2を決して四世にしていなかったらと思う。一方で、三世自身、四世を誰にするかにつき、次世代の人材で色々模索をしていたが、決定的に誰かと決めてないのではないか。」

「X 1に関して言えば、三世はX 1を勉強させるため、まだまだ踊りは未熟であったにもかかわらず、色々踊りの経験を積ませていた。X 1と組んで踊らされた流派の人間は皆、X 1を四世にするのだと思っていた。」

「B 1'一周忌の後に三世が四世として指名するつもりだったのはおそらくX 1だったのであり、その意味では三世の内心は(X 1に)固まっていたのだろう。」

「若い名取達の一致した意見は、「四世はY 2でよいが、次世代のことを考えた時に、(Y 2の孫である)J 1に(五世家元の座が)行くのは嫌だ」というものであり、おそらく大阪の名取達も同じ意見ではないだろうか。A 2'の意見としては、今般の四世は理事会が決めたことになっているのだから、五世家元も、そしてその次の代の家元も、今後は家元ではなく理事会が決めることにすればよいと考えている。」(123~128丁)

ヒ 平成23年1月24日、C 1を代表理事として、一般社団法人□□流Y 1(以下「一般社団法人Y 1」という。)が設立され、M 2(当時の□□流における苗字芸名はM 2')及びN 2(当時の□□流における苗字芸名はN 2')が理事に就任した(以下、C 1、M 2及びN 2を併せて「C 1ら」という。乙22)。

平成23年2月4日、被告Y 2を代表理事として、一般財団法人□□流Y 1が設立された。また、同月25日、同一般財団法人を発起人とする株式会社M 1が設立された。(甲86、100の2、乙6の1)

一般社団法人Y 1は、同年2月14日付けで、代理人を通じて、F 1弁護士に対し、三世家元の相続財産のうち伝承品等の動産を同法人に譲り渡すよう求める「上申書」を送付したが、F 1弁護士は、これに応じなかった(甲100の2)。

F 1弁護士は、同月24日、三世家元の相続財産のうち伝承品等の動産を一般財団法人□□流Y 1に譲り渡した。また、株式会社M 1は、同月25日の設立に伴い、三世家元が生前に取得していた□□流の舞踊の振り付けに係る著作権を譲り受けた。(甲100の1及び2、弁論の全趣旨)

フ 被告Y 2及び被告Y 1は、平成23年4月27日、C 1らが被告Y 2及び被告Y 1に無断で一般社団法人Y 1を設立し、それぞれ代表理事又は理事に就任し、被告Y 2及び被告Y 1からの事情説明と是正の求めに応じなかったことを理由として、C 1らを□□流及び被告Y 1から除名する旨の処分をし、これらの除名処分は同年7月20日発行の□□流の会報において公表された(甲20)。

被告Y 2及び被告Y 1は、平成23年6月2日、一般社団法人Y 1を被告として、同法人の名称の抹消登記手続及び「□□流Y 1」等の名称の使用差止めを請求する訴訟(以下「別件訴訟3」という。)を提起した(甲21、22)。

C 1らは、平成23年8月頃、一般社団法人Y 1の設立に係る設立趣意書を作成した。同設立趣意書には、三世家元と血縁関係になく家元を継承する権利のない被告Y 2が四世家元を名乗ることは三世家元的意思に反することであるため、C 1らが被告Y 2から袂を分ち、相続財産管理人の助言もあり、一般社団法人Y 1を設立したものであって、年会費1万円で会員を募集し、会員となった者は同一般社団法人の名取として保護されてこれまでと同様に活動することができ、同一般社団法人において名取試験を活動の一環として行っていくこと等が記載されている。(乙55)

なお、F 1弁護士は、同年9月12日付けで、C 1の「相続財産管理人の助言もあり」一般社団法人Y 1を設立した旨の上記の説明について、被告Y 2の代理人らの照会に対し、C 1らに対し同法人の設立につき助言をしたことはなく、同法人の設立が同弁護士の助言に基づくという事実はない旨及び原告X 1による別件訴訟2の取下げ以降、守る会の動きがないことからC 1らによる法人設立の動きもなくなったものと考えていたもので、C 1らによる一般社団法人Y 1の設立には関与していない旨を書面で回答しており、これに先立ち、同年2月17日付けで、築地稽古場の譲渡に際して格別の配慮をするための和解案の一環として法人設立の案についてC 1に説明したことはあるが、C 1に対し同一般社

団法人の設立に係る指示をしたことはない旨を東京家庭裁判所に書面で報告している（乙56）。

へ 原告X1は、平成23年から、個人の舞踊会として「X1'の会」を開催するようになったが、被告Y2及び同被告を四世家元に推挙した理事らの一部から、□□流の相当数の名取らに対し、上記舞踊会の鑑賞に赴かないように指示がされ、同舞踊会の開催後も、現にその鑑賞に赴いた名取らの一部に対し、上記理事らの一部からこれを咎める発言がされた（甲75、原告X1本人、弁論の全趣旨）。

原告X1は、平成24年4月19日、同年初の「X1'の会」を開催し、C1は、「C1'」の苗字芸名を表示し、□□流の流紋を使用して、この会に後見として参加した（乙27、弁論の全趣旨）。

被告Y1は、同年5月1日付けで、原告X1に対し、同原告が平成24年4月19日開催の「X1'の会」において、C1に「C1'」の苗字芸名を使用させ、また、□□流の紋付着用の上で舞台に上げて後見をさせたことが、□□流規則及び被告Y1会則に違反し、許されないものであって、今後はこれらの行為を行わないよう留意すべき旨の通知書を送付した（乙28）。

ホ 東京地方裁判所は、平成24年6月29日、別件訴訟3について、一般社団法人Y1による同法人の名称中「□□流Y1」の部分の使用が不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当するなどとして、同法人の名称の抹消登記手続及び「□□流Y1」等の名称の使用差止めを求める被告Y2及び被告Y1の請求を認容する判決を言い渡した。一般社団法人Y1はこれを不服として控訴したが、東京高等裁判所は平成25年2月28日に控訴を棄却する判決を言い渡し、これに対し上告受理申立てがされたが、最高裁判所において同年7月11日に上告不受理決定がされ、上記訴訟に係る第1審の認容判決が確定した。（乙6の1ないし3）

東京家庭裁判所は、平成24年7月19日、別件特別縁故者財産分与申立事件等について、被告Y2は三世家元の特別縁故者と認められないとして、被告Y2の申立てを却下し、また、原告X1及びその父母は三世家元の特別縁故者と認められるとして、原告X1及びその父母に三世家元の相続財産の一部を分与する旨の審判をした。被告Y2はこれを不服として即時抗告をしたが、東京高等裁判所は、同年10月2日、即時抗告を棄却する決定をし、上記の審判は確定した。（甲13、14）

また、東京家庭裁判所は、平成24年7月19日、三世家元の祭祀承継者を被告Y2と定める旨の審判をした。原告X1はこれを不服として即時抗告をしたが、東京高等裁判所は同年9月25日に即時抗告を棄却する決定をし、上記の審判は確定した。（乙7の1及び2）

マ 被告Y1は、平成25年4月9日付けで、原告X1が舞台において上演する予定の「大和楽「花ゆかり」」その他の演目について、□□流の著作権の登録がされていることを指摘した上で、当該舞台に係る日時場所、出演者及び全演目を被告Y1の事務所に届け出るべき旨の通知書を送付した（乙30）。

原告X1は、同月18日、「X1'の会」を開催し、演目「大和楽「花ゆかり」」を上演した。また、C1は、この会に、「C1'」の苗字芸名を表示して、後見として参加した（乙29）。原告X1は、この会の開催に先立ち、上演の日時場所、出演者及び演目について被告Y1の事務所に届出をしなかった（争いのない事実）。

ミ C1は、平成25年5月2日、「C1'」の苗字芸名を表示し、三世家元の七回忌を偲ぶ等の目的で、「偲ぶ会」と題する舞踊会（以下単に「偲ぶ会」という。）を開催した。原告X1及び原告X2はこの会に出演し、原告X1は演目「常磐津「独楽」」を、原告X2は演目「長唄 鶴亀」を上演した。（乙31）

なお、これに先立つ同年4月11日、被告Y1は、原告X1に対し、①C1は既に□□流及び被告Y1を除名されており、「C1'」の苗字芸名を使

用することは許されず、C1が「C1'」名義で主催する「偲ぶ会」の開催は違法な行為であることに加え、原告X1が「偲ぶ会」において上演予定である「常磐津「独楽」」は株式会社M1が著作権を有する演目であり、その許諾なしにこれを上演することは違法な行為であるとした上で、原告X1に対し、「偲ぶ会」への出演を控えるよう求めるとともに、②原告X1が「偲ぶ会」の開催が違法であることを知りながらこれに出演する行為は、□□流の除名事由である「当流規則に重大な違反あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当する旨を告知する内容の「ご通知」と題する書面（以下「本件通知書1」という。）を送付した（乙4）。

ム 被告Y2は、平成25年9月3日付けで、「偲ぶ会」に参加した原告X1ほか11名の名取ら（原告X1、原告X2、D2'、O2、P2、Q2、R2、S2、T2、U2、V2、W2。以下「原告X1ら」と総称する。）に対し、原告X1らの行った本件事実①ないし⑤の行為が□□流規則8条所定の「当流規則に重大な違反あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当することを理由に原告X1を□□流から除名することを検討している旨及び同月26日に□□流の事務所において弁明の機会を付与する旨を内容とする「通知書」と題する各書面（以下、原告X1宛てのものを「本件通知書2」という。）を送付した（甲11、15）。

原告X1らは、これを受けて、同月19日付けで、被告Y2に対し、同被告の指定する日程は都合がつかず、□□流の事務所を訪問することはできない旨を述べた上で、（ア）過去に非違行為に対する処分として除名処分以外の処分がされたことがあるのか否か、（イ）原告X1らの行為が除名処分に相当する理由、（ウ）異議申立手続の有無、（エ）弁明の機会の付与の手続に参与する者の氏名及びその手続の内容、（オ）弁明の機会の付与の手続に代理人を同席させることの可否、（カ）本件事実①ないし⑤が□□流規則に違反する理由等について質問する旨を内容とする「ご質問」と題する書面を送付した（甲11）。

被告Y2は、同年10月4日付けで、原告X1らに対し、原告X1らが指定された日程に□□流の事務所に来所しなかったことを指摘した上で、同年11月12日に□□流の事務所において弁明の機会を再度付与する旨を告げ、その際、本件事実①ないし⑤の真偽等に関する弁明を聴取する予定であり、上記「ご質問」と題する書面に記載された質問事項は必要性や関連性に乏しいもので逐一説明する予定はなく、代理人の同席は認められない旨を告げる内容の「通知書（2）」と題する書面を送付した（甲12）。

原告X1らは、同年11月10日付けで、被告Y2に対し、三世家元は原告X1を四世家元に指名したと評価すべきであり、被告Y2の四世家元としての正統性について少なくとも合理的疑いがある旨を述べた上で、弁明の機会の付与の手続において代理人の同席が認められない理由等について再度質問する旨を内容とする「ご質問」と題する書面を送付した（乙33）。

原告X1は、被告Y2から指定された同月12日に代理人弁護士3名とともに□□流の事務所を訪問したが、被告Y2は不在であり、被告Y1の理事らは、原告X1が代理人弁護士3名を同伴していたことを理由として、弁明の機会の付与の手続を行わなかった（被告Y2は、不在にしていた理由につき、事前に原告X1から代理人弁護士を同伴する旨の通知がされていたためである旨陳述している（甲75、乙67））。

被告Y2は、同年12月5日付けで、原告X1らに対し、（ア）既に本件事実①ないし⑤を理由として除名処分を検討している旨を通知済みであること、（イ）原告X1らが、被告Y2が付与した当初の弁明の機会に欠席し、再度付与した弁明の機会には事前に認められない旨告げたにもかかわらず代理人弁護士を同伴して出頭したためやむなく流会となったこと、（ウ）原告X1らが提出した書面にも、本件事実①ないし⑤に対する具体的な弁明等が記載されていなかったことを指摘した上で、最後の弁明の機会の付与として、C1の主催に係る「偲ぶ会」への参加についての弁明を書面で行うよう求める旨の「通知書（3）」

（最終通知書）」と題する書面を送付した（乙5）。

原告X1らは、これを受けて、被告Y2及び被告Y1に対し、（ア）同月13日付けで、これまで実質的な弁明の機会の付与をされていないこと、本件通知書1の送付が不法行為に当たり得ること等を記載した「回答書」と題する書面（以下「本件回答書」という。）を送付するとともに、（イ）同月24日付けで、本件事実①ないし⑤に係る原告X1らの事実認識及び原告X1らの行為が□□流規則8条所定の除名事由に該当しないこと等を記載した「ご連絡」と題する書面（以下「本件連絡書」という。）を送付した（甲19、乙34）。

また、原告X1らは、同月17日付けで、被告Y1の各理事に対し、被告Y2及び被告Y1による本件通知書2の送付行為が不法行為に該当し得るものであり、被告Y1の理事ら及び監事らも不法行為責任を問われる可能性がある旨の文面が記載された「通告書」と題する書面を送付した（乙73）。

メ 被告Y2は、平成26年1月1日発行の被告Y1の会報において、自らの孫であるJ1（平成4年生。当時21歳）を□□流の五世家元に指名する旨を発表した。被告Y2は、この発表に係る記事において、「自ら四世A1'を三代目から直接指名されたと名乗る方が居られる以上、今、私が之をしなければと行先が案じられ、一日も早く五世A1'の氏名を発表する事が良策と感じた訳です」と述べている。（甲36、弁論の全趣旨）

モ 被告らは、平成26年1月24日付けで、原告X1らに対し、原告X1らが本件連絡書をもって回答した事項に加えて、追加で確認を求める事項を示してこれらに対する回答を求めるとともに、弁明の手續とは別に双方の代理人弁護士同士の面談を行うことは可能である旨を伝える内容の「回答書」と題する書面を送付した（甲17）。

原告X1は、平成26年1月25日付けで、被告Y2に対し、被告Y2が同月1日発行の被告Y1の会報において五世家元として自らの孫であるJ1を指名したことについて、被告Y2の四世家元としての正統性及び適格性への疑問並びにJ1の五世家元としての正統性及び適格性への疑問を呈して質問を記載し、同月28日に開催される□□流の新年総会においてこれらの質問に対する回答を求める内容の「ご質問」と題する書面を送付した（甲30）。

同月28日に開催された被告Y1の新年総会において、被告Y1は、新年総会への出席を希望した原告X1に対し、新会員制度下の被告Y1への登録手続を行っていないから、新年総会に出席できる被告Y1の会員とは認められないとの理由で、その出席を拒否した（甲75）。

被告Y1は、平成26年2月10日付けで、原告X1に対し、同原告の新年総会の出席を拒否した理由は、新会員制度下の被告Y1への登録手続を行っていないから、新年総会に出席できる被告Y1の会員とは認められないためである旨を改めて回答するとともに、被告らが同年1月24日付けで送付した「回答書」への回答を催告する内容の「回答書及び催告書」と題する書面を送付した（甲25）。

原告X1らは、同年2月28日付けで、被告らに対し、上記「回答書」に記載された追加確認事項に関して、原告X1らの事実認識等を一覧表の形で記載した「回答書」と題する書面を送付した（甲18）。

ヤ 被告Y2は、平成26年4月9日、原告X1に対し、除名の理由として本件処分対象事実を摘示した上で、同原告を□□流から除名し、同原告による□□流の苗字芸名及び流紋の使用を禁ずる旨を記載した本件除名通知を送付した（前記前提事実（3））。

また、被告Y2は、同日、O2及びP2に対しても、上記と同様の内容が記載された除名通知を送付し、また、原告X1らのうちその余の名取に対しては、除名処分を見送る旨を通知する書面を送付した（乙37の1ないし11）。

（2） 除名処分の適否に係る判断枠組み

ア □□流規則8条に基づく□□流の名取の除名処分は、□□流の流派に

属する者の遵守すべき規定として定められた□□流規定の細則である□□流規則に基づいて□□流の家元が行う処分であって、□□流における名取の地位を喪失させるものであるところ、□□流規定には「御布告の儀は申すに不及、家元より申出の趣堅く相守可申もの也。」と定められ、□□流規則には「□□流は、宗家家元 A 1'，之を統率する。」と定められていることからすれば、上記の除名処分は、□□流の家元が、その流派に対する統率権を淵源として、当該流派に属する者の遵守すべき規定の細則に基づいて行われるものであり、除名処分の適否の判断に際しては、当該名取の行為の内容、態様、経緯や当該行為が流派の秩序維持に与える影響等の諸般の事情を総合的に考慮することが必要となるものと解される。

したがって、除名処分の基礎となった事情が□□流規則 8 条所定の除名事由である「当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当するか否かについては、当該名取の同規則違反等の行為が流派の秩序維持のために名取の地位をはく奪する除名を必要不可欠とするような重大な非違行為と評価されるか否かという観点から家元の合理的な裁量に委ねられているものと解され、その裁量権の行使としての除名処分は、上記の除名事由該当性に係る判断において、全く事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用してされたと認められる場合には、無効となるものというべきである（最高裁平成 15 年（行ヒ）第 68 号同 18 年 9 月 14 日第一小法廷判決・裁判集民事 221 号 87 頁参照）。

イ しかるところ、前記 1（2）エないしカ及び（3）アのとおり、□□流の名取は、□□流において著作権が取得されている舞踊の振り付けを上演することができ、特に専門部名取は、自らに認許された□□流の苗字芸名を使用して舞踊会等を主催し、これらによる収益を収受することや、いわゆる取立師匠として□□流の名取試験に合格させることを目標として門弟を指導し、その対価として教授料等を収受することを□□流の家元から認許されているところ、専門部名取の地位にある者が除名処分によって名取の地位をはく奪されると、□□流の舞踊の振り付けのうち□□流において著作権が取得されているものを上演することや自らが□□流の家元から認許された苗字芸名を使用して舞踊会等を主催すること及びこれらの収益の収受ができなくなるとともに、専門部名取として門弟を指導すること及びこれによる教授料を収受することもできなくなることが認められ、舞踊家としての職業活動及び事業活動に重大な制限を受けるとともに、経済的にも生計の基礎を奪われて重大な損害を受けることになるものといえることができる。

他方、家元が名取に対して行うことのできる処分について、□□流規則に明示的に定められているのは除名処分のみであるが、前記 1（2）イのとおり、□□流の初代家元が名取等の門弟が遵守すべき規定とした定めた□□流規定には「御布告の儀は申すに不及、家元より申出の趣堅く相守可申もの也。」と定められ、その細則である□□流規則には「□□流は、宗家家元 Z 2，之を統率する。」と定められていることからすると、流派内の規範において、名取の地位をはく奪する除名という最も重い懲戒処分についてはその要件等を細則の明文で定める一方で、除名にまで至らない懲戒処分等については家元の統率権に由来する裁量権の範囲内で適宜行い得ることが予定されていると解するのが相当であり、現に、前記（1）エのとおり、三世家元は、□□流の名取であった G 1 に対し除名処分に加えて舞踊会等への出演を禁止する処分を行い、数名の専門部名取に対して注意を行っており、また、被告 Y 2 自身も、原告 X 1 に対し C 1 との関係や本件運用の遵守について注意や警告を自ら行っている上、本人尋問において、一定期間名取としての活動を停止する処分を行うことができる旨を供述していること（被告 Y 2 本人・調書 17 頁。被告らはこの供述を異なる趣旨で述べたものというが、前後の文脈等に照らし、採用の限りでない。）、被告ら自身、□□流規定及び規則に明文の定めのない本件運用について、三世家元の創設に係る規範として門弟らを拘束し遵守義務があるとした上で、その違反を本件処分対象事実の



一つとして摘示していること等に照らせば、□□流の家元は、その統率権に由来する裁量権に基づき、□□流の規範に抵触する行為のあった□□流の名取に対し、注意や警告のほか、戒告や一定期間の名取としての活動停止処分等を含む除名処分以外の懲戒処分等を行うことができるものと解するのが相当である。

ウ そうすると、除名処分による名取の地位のはく奪がもたらす被処分者の不利益の重大性を踏まえ、名取の地位にある者につき□□流規則に違反する行為その他の非違行為があった場合において、それが同規則所定の除名事由である「当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当する旨の判断が裁量権の適切な行使といえるためには、処分の対象とされた被処分者の行為が、注意や警告又は戒告や一定期間の名取としての活動停止処分等を含む他の採り得る処分等によっては流派の秩序維持が困難であり、名取の地位をはく奪することが流派の秩序維持のために必要不可欠といえるほどに重大な非違行為と評価されることを要するものと解するのが相当であり、被処分者の行為がこのような重大な非違行為に該当するとして除名処分を選択した判断が、全く事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合には、当該除名処分は裁量権の範囲を超え又はこれを濫用してされたものとして無効となるものというべきである。

エ（ア） なお、原告らは、①先代の家元による指名という□□流の家元継承の要件を満たしていない上、次期家元を原告X1とする旨の三世家元的意思に反する、②理事会議事録において四世家元を確定する要件とされた「三世家元の親族との調整」がされていない等として、被告Y2には□□流の家元としての正統性が認められず、同被告は除名処分を行う権限を有していないから、そもそも本件除名処分はこれを行う権限を有しない者によってされたものとして当然に無効であるとも主張する。

（イ） しかしながら、□□流規定及びその細則である□□流規則には□□流の家元継承の要件についての何らの定めがない上、前記（1）アによれば、初代家元から二世家元への継承の際、初代家元からの後継の指名の有無が明らかでない状況の下で、一時的にO1'が家元の地位を代行した後、同人の下で数年の修業をしたP1が、O1'及び同人と協議した□□流の高弟らから家元の後継に推挙され、同人及び高弟らの支持の下に二世家元を襲名し、現に□□流の家元として活動していたなど、先代家元からの指名を伴わない高弟らの推挙等を基礎とする家元継承の例もあったことに照らせば、被告Y2に対する三世家元からの指名があったとは認められないことの一事をもって、直ちに被告Y2の四世家元としての正統性が否定されるものとはいえない。なお、原告らは、三世家元が次期家元として指名したのは原告X1である旨主張するが、前記（1）キ、ク及びハによれば、三世家元が原告X1を家元の後継者の候補として考えており、そのために□□流の高弟であるI1'やU1'に命じて原告X1に対する指導を行わせたことや、三世家元が近い人間にB1'の一周忌後に原告X1に家元の地位を継承させる旨を発表する予定である旨を述べていたことは認められるものの、他方で、前記（1）オ、ク及びケのとおり、三世家元が入院してから死亡するまでに約11か月の期間があったにもかかわらず、三世家元がその間に四世家元を原告X1とする旨の公表や書面の作成をしていないこと、過去2度にわたり三世家元は別格の扱いとして同居させて指導を行っていた内弟子との当該関係を解消したことがあること等の諸事情に照らせば、三世家元が死亡した平成19年5月23日の時点において、三世家元が四世家元を原告X1に継承させる明確な意思があったとまでは認め難い（仮に将来的に原告X1に家元を継がせる意思があったとしても、原告X1を直ちに四世家元に指名する意思であったとまではいい難い。）といわざるを得ず、これらの経緯に照らせば、原告らの上記主張は直ちには採用し難いというべきである。

上記の点のほか、前記（1）ケないしシの認定事実によれば、平成19年5月の三世家元の死去後、同月の被告Y1の理事会において四世家元の確定に係る話合いがされ、全会一致で被告Y2を四世家元に推挙する決定がされた

後、被告三世家元の親族であるX1家とQ1家との調整が進められ、被告Y2が四世家元になることについて両家の同意は得られなかったものの（被告Y1の理事会において四世家元の確定に必要な手続とされたのは、三世家元の親族との「調整」であり、その同意まで要するものとはされていなかった。）、被告Y2は、理事らの支持の下に四代目A1'として四世家元を襲名することを披露した平成20年5月の襲名披露公演を経た後、本件除名処分当時までの約6年間にわたり□□流の四世家元として活動してきており、被告Y1の理事会においても被告Y2が□□流の四世家元であることを前提としての諸々の活動が行われているとみられることに加え、上記のとおり、家元の継承については□□流において継承の要件に関する内規の規定が存在せず、事柄の性質上、日本舞踊の流派としての□□流内部の慣例等に則した自律権を尊重するのが相当であることに照らせば、□□流の家元及び名取を構成員とする唯一の団体の執行機関であり家元の諮問機関の任も負っている被告Y1の理事会による家元就任に係る全会一致の推挙決定を受け、理事らの支持の下に慣例に沿った襲名披露公演を経て約6年間にわたり□□流の四世家元として活動してきている被告Y2について、三世家元から□□流の四世家元の地位を承継していないものと認めることはできず、被告Y2が名取や会員の除名処分を行う権限を有していないということとはできない。

(ウ) もとより、被告Y1の理事会決議において必要とされた三世家元の親族との「調整」の過程で、被告Y2は、必須の要件ではないとはいえ本来は時間をかけて得ることが望ましい三世家元の親族の同意を得ないまま、一方的に三世家元の本葬の場で四世家元への就任に係る発表をした上で襲名披露公演を行うなど、自らの四世家元への就任を強引に推し進めた側面は否定し難く、過去の□□流の家元は先代家元の実子が承継してきた先例を踏まえ、原告X1のように三世家元から将来の家元後継の候補と目されていた三世家元の血縁者がいる中で、三世家元の血縁者ではなく、三世家元から生前に四世家元の指名を受けておらず、三世家元の親族の同意も経ていない被告Y2による四世家元の襲名につき、上記の経緯等の下で同原告がその正統性に疑義を呈することには相応の理由があったとはいえるものの、上記の経緯等をもって、被告Y1の理事会の家元就任に係る全会一致の推挙決定を受けて理事らの支持の下に慣例に沿った襲名披露公演を経ている被告Y2について、同原告が四世家元の地位を否定し得る法的地位を有するということとはできない（なお、原告らは、仮に被告Y2が一時的に家元の地位に就いたとしても、原告X1が三世家元の意向に沿って家元に就任するまでの暫定的な地位にとどまるともいうが、以上に説示したところによれば、所論をもって本件除名処分の当時における同被告の名取に対する除名の権限を左右するに足りるものとは解し難い。）。

(エ) したがって、原告らの上記(ア)の主張は採用することができない。

### (3) 本件除名処分に係る裁量判断の適否

そこで、以下において、被告Y2が本件処分対象事実につき□□流規則8条所定の除名事由である「当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当すると判断したことについて、上記(2)ウの観点から裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものといえるか否かについて検討する。

#### ア 本件処分対象事実の存否

(ア) 前記(1)カ、ヒないしヤの認定事実及び証拠(甲75、原告X1本人)並びに弁論の全趣旨によれば、原告X1は、①□□流規則上、□□流から除名された者による□□流の苗字芸名や流紋の使用が許されないことを知っていたが、被告Y2によるC1に対する除名処分が不当かつ無効であるとの認識の下に、被告Y2から除名処分を受けたC1を、平成24年に開催された「X1'の会」において後見として携わらせ、同人に□□流の苗字芸名及び流紋を使用させたこと、②被告Y1から事前に今後は上記①のような行為を行わないように注意を受けていたが、上記①と同様の認識の下に、平成25年に開催された

「X 1'の会」において、再びC 1を後見として携わらせ、同人に□□流の苗字芸名や流紋を使用させ、③被告Y 1から事前に著作権の対象演目に係る届出等の手続が必要である旨の注意を受けていたが、演目の伝統と様式を守るという三世家元の趣旨に照らすと三世家元から将来の家元の候補として指導を受けてきた原告X 1が上演する場合には必ずしもその必要はない等の認識の下に、平成25年に開催された「X 1'の会」において、事前の届出の手続を経ることなく「大和楽「花ゆかり」」を上演したこと、④上記②と同様の経緯並びに上記①及び②と同様の認識の下に、C 1が□□流の苗字芸名を用いて主催した「偲ぶ会」に出演したこと、⑤上記③と同様の経緯及び認識の下に、上記「偲ぶ会」において、事前の届出の手続を経ることなく「常磐津「独楽」」を上演したことをいずれも認めることができ、本件除名処分の通知において処分対象事実として摘示された本件処分対象事実は、その処分事由該当性に係る評価は別にして、いずれもその基礎となる事実は存在したものと認められる（上記①ないし⑤の各事実は、それぞれ本件事実①ないし⑤に対応するものである。）。

(イ) なお、被告Y 2は、本人尋問において、本件除名処分の理由として、原告X 1が、C 1の設立した一般社団法人Y 1が独自に主宰した名取試験に立ち会い、これに加担したことも含まれる旨供述し（同被告本人・調書20頁）、証拠（乙25、69）によれば、平成24年12月24日に行われた一般社団法人Y 1の主宰に係る名取試験に原告X 1が立ち会ったことが認められるものの、本件除名処分の通知において上記の事実は理由として記載されておらず、また、被告Y 2自身、本件除名処分を行った当時は上記の事実を知らなかった（後から聞いた）旨を供述していること（同被告本人・調書20頁）に照らせば、上記の事実は本件除名処分の処分理由に含まれておらず、本件除名処分に際して情状としても考慮の対象とされていなかったものと認めるのが相当であるから、本件除名処分の有効性の判断に当たり上記の事実を考慮することはできないというべきである。

#### イ 本件処分対象事実の評価

(ア) a 本件処分対象事実のうち、本件事実①及び②は、自らが□□流の名取として□□流の苗字芸名である「X 1'」を用いて主催する舞踊会に、既に□□流からの除名処分を受けたC 1が、同人の□□流の苗字芸名であった「C 1'」の名義と□□流の流紋を使用して、後見として関与し出演することを許諾するものであり、本件事実④は、C 1が同人の□□流の苗字芸名であった「C 1'」を用いて主催する「偲ぶ会」に、自らの□□流の苗字芸名である「X 1'」の名義で出演するものである。そして、既に□□流からの除名処分を受けていたC 1が、□□流において家元から認許された苗字芸名である「C 1'」の名義と□□流の流紋を使用することは、□□流規則11条に違反するものであるところ、原告X 1の本件事実①及び②に係る行為は、自らが主催する舞踊会においてC 1が上記の□□流規則違反の行為をすることを容認するものであり、本件事実④に係る行為は、C 1の主催する「偲ぶ会」における上記の苗字芸名に係る□□流規則違反の行為を□□流の名取として容認するものであって、いずれもC 1によるこれらの□□流規則違反の行為に間接的に関与したものとイえる。

b これに対し、原告らは、C 1による一般社団法人Y 1の設立は、三世家元の相続財産管理人であったF 1弁護士 の指示の下で、築地稽古場の維持保全及び□□流の伝統確保を目的として行われたものであり、□□流に対する著しい非違行為には該当しないから、被告Y 2によるC 1に対する除名処分は根拠がなく無効である旨主張する。

この点について、前記(1)シないしノ及びヒないしフの認定事実によれば、C 1らによる一般社団法人Y 1の設立の目的の一つが、相続人のいなかった三世家元の相続財産である築地稽古場の所有権の受け皿とするためであったことや、C 1は、築地道場を守る会の代表として、同一般社団法人の設立に先立ち、F 1弁護士から、築地稽古場の譲渡に際して格別の配慮をするための和解案の一環として法人設立の案について説明を受けたことは認められるものの、

他方で、F 1 弁護士は、同一般社団法人からの□□流の伝承品等の引渡しの要請に対し、自らがC 1 に対し同一般社団法人の設立につき助言したことはないとしてこれを拒絶するとともに、原告X 1 による別件訴訟2 の取下げ以降、守る会の動きがないことからC 1 らによる法人設立の動きもなくなったものと考えており、C 1 らによる同一般社団法人の設立には関与していない旨を東京家庭裁判所に報告していたと認められること等に照らせば、同一般社団法人の設立が三世家元の相続財産管理人であるF 1 弁護士の意向に沿うものであったとは認め難い。このことに加え、C 1 らは、被告Y 2 及び被告Y 1 に無断で、被告Y 1 とほぼ同一の名称を冠した一般社団法人Y 1 を設立し、その代表者となって□□流の伝承品等の引渡しをF 1 弁護士に要請し、除名処分を受けた後は、三世家元的意思に反して四世家元の襲名をした被告Y 2 と袂を分つ旨などを記載した設立趣意書を作成して同一般社団法人の会員を募集し、（C 1 の除名処分後のことではあるものの）同一般社団法人独自の名取試験を実施するに至ったのであり、これらの経緯の下における同一般社団法人による同法人の名称中「□□流Y 1」の部分の名称の使用が別件訴訟3 の確定判決において不正競争防止法2 条1 項1 号の不正競争行為に該当すると判断されていること等も併せ考えれば、C 1 による同一般社団法人の設立行為及びその代表理事への就任等は、□□流の家元と名取を構成員とする唯一の団体である被告Y 1 に無断でその名称を違法に使用して□□流の分派を図る行為といえるものであり、前記（2）の判断枠組みに照らしても、□□流規則1 条、2 条、4 条及び6 条に違反する「重大な違背」及び「著しい非行」に当たるものであって同規則8 条の除名事由に該当するとの評価を免れないというべきである。

上記の諸点に鑑みれば、被告Y 2 が、C 1 による一般社団法人Y 1 の設立及びその代表理事への就任等が「当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当するとの評価に基づきC 1 を□□流から除名したことが裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものと認められないというべきであり、C 1 に対する除名処分が無効であるとする原告らの上記主張は採用することができない。

c そうすると、上記a のとおり、原告X 1 の本件事実①及び②に係る行為は、□□流から除名されたC 1 が□□流の苗字芸名や流紋を使用するという□□流規則違反の行為について、原告X 1 が□□流の専門部名取として主催する舞踊会（「X 1’ の会」）においてこれを行うことを容認するものであり、本件事実④に係る行為は、C 1 が自ら主催する「偲ぶ会」において上記の苗字芸名に係る□□流規則違反の行為を行うことについて、□□流の名取としてこれに参加して容認するものであって、いずれもC 1 を主体とするこれらの□□流規則違反の行為に間接的に関与したものとイえる。

もっとも、これらは、原告X 1 自身が□□流規則に違反する行為を行うものではなく、また、上記b のとおりC 1 の除名の理由とされた一般社団法人Y 1 の設立等の非違行為が□□流の分派活動との評価を免れないものであったとしても、上記「X 1’ の会」及び「偲ぶ会」は、原告X 1 が□□流の専門部名取として主催する舞踊会及び三世家元の追悼を旨として開催された舞踊会であって、それ自体が□□流の分派活動を内容とする会合に当たるとはいえないから、これらの舞踊会におけるC 1 の上記規則違反の行為への間接的な関与をもって、原告X 1 自身がC 1 による□□流の分派活動に関与したとか又はこれを支援したなどの評価がされ得るものとはいえず、客観的に第三者の視点からみて同原告によるC 1 の分派活動への加担行為と目されるような性質のものということもできない（被告らは、□□流に対する重大な背信行為を行って□□流から除名されたC 1 にパンフレット等で「□□」の名を使用させることは□□流に対する重大な背信行為である旨をいうが、上記各舞踊会及びそのパンフレット（乙2 9、3 1）等においては一般社団法人Y 1 の名称の使用や同法人に係る事柄への言及等は一切みられず、C 1 の除名事由の背信性を基礎付ける同法人に係る分派活動との関連はうかがわれない以上、所論のような過大な評価はその基礎を欠く

ものといわざるを得ない。)

また、前記(1)キ及びクのとおり、原告X1は、三世家元から請われて□□流の舞踊修行の道に戻りそのため勤務先の企業を退職し、三世家元から将来の家元の候補と目されてその指名に係る練達の高弟らによる舞踊の指導を受け、三世家元の筆頭の内弟子であるC1から舞踊の指導や助言を仰ぐなどの恩義を受けて同人の技芸に尊崇の念を抱いていたことに加え、前記(2)エ

(ウ)及び上記ア(ア)並びに証拠(甲75, 同原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、同原告は、過去の□□流の家元は先代家元の実子が承継してきた先例を踏まえ、同原告のように三世家元から将来の家元後継の候補と目されていた三世家元の血縁者がいる中で、三世家元の血縁者ではなく、三世家元から生前に四世家元の指名を受けておらず、三世家元の親族の同意も経ていない被告Y2による四世家元の襲名は正統性を欠くとの認識の下に、C1から一般社団法人Y1の設立の経緯につき十分な説明を受けず、これが分派活動との評価を免れないとの認識を持たないまま、被告Y2によるC1の除名処分は不当かつ無効であると考え、除名後のC1が□□流の苗字芸名や流紋を使用することが実質的には□□流規則に違反しないと考えていたものと認められ、これらの事情に鑑みると、事後的、客観的にみれば有効な除名処分を受けたC1に上記各舞踊会でのこれらの使用を容認したことが同人による□□流規則違反の行為に間接的に関与する結果となったことは否定し難い一方で、上記の経緯等の下で同原告が被告Y2による四世家元の襲名の正統性や同被告が家元としてしたC1の除名処分の有効性に疑義を呈することには相応の理由があったものというべきであって、そのような状況の下で被告らから注意や警告を受けながらこれに従わずに上記の間接的な関与を続けたことについて、同原告の立場としてはこれに従うことに躊躇することにつき酌むべき事情があったものと評価し得るといえることができる(なお、原告X1は自らが家元の地位にあることの確認を求める別件訴訟2を取り下げているが、自らの家元の地位の確認を訴求する根拠を基礎付けることと、相手方の家元の地位を争うこととは次元の異なる事柄であり、その取下げの事実をもって直ちに、同原告が被告Y2の家元の地位の正統性を承認したものとまでは解し難い。)

そして、前記(1)へ及びミのとおり、被告Y1は、C1が既に□□流及び被告Y1を除名されていることを理由として本件事実①、②及び④に係る行為が□□流規則に違反する旨を原告X1に通知しているものの、それ以外にC1が除名処分を受けるに至った経緯等や被告Y2が四世家元を襲名するに至った経緯等について被告Y1から原告X1に対する具体的な説明が行われた形跡は認められず、かえって、同原告は、前記(1)タ及びへのように被告Y2の側から家元の地位の承継をめぐる対立(後記オ(ア)参照)を踏まえて自らの舞踊活動への妨害等の圧力も受けていたというのであり、このような経緯や状況の下で、同原告自身のC1に対する旧来の恩義等に反して同人に「X1'の会」へのC1'名での参加を禁じたり同人からの「偲ぶ会」への参加の要請を断る等の対応を採ることを同原告に期待することは困難な状況にあったものといわざるを得ない。

(イ) a また、本件処分対象事実のうち、本件事実③及び⑤は、□□流の舞踊の振り付けとして著作権の登録がされている「大和楽「花ゆかり」」や「常磐津「独楽」」を含む27の演目の上演に際して事前に会場、主催者名、出演者名を□□流の事務所に届け出る旨の三世家元が創設した本件運用(前記

(1)カ)の手続を原告X1が遵守しなかったというものであるところ、本件運用は、□□流規則に定めがあるものではないが、□□流規定の「御布告の儀は申すに不及、家元より申出の趣堅く相守可申もの也」との定めに基づいて三世家元が創設した手続であって、平成14年8月1日発行の被告Y1の会報にこれを紹介して会員にその履践を求める記事が掲載されており、被告Y1から原告X1に対しては事前にこの届出の手続を執るよう注意がされていたことも踏まえると、原告X1が「X1'の会」及び「偲ぶ会」における「大和楽「花ゆかり」」及び「常磐津「独楽」」の上演に先立って上記の届出をしなかったことについては、

三世家元の定めた所要の届出の手続を怠ったものといえる。

b この点について、被告らは、本件運用における所要の手続には事前の上演の許諾も含まれる旨主張するが、前記1(2)カのとおり、□□流の名取は□□流において(当初は三世家元、現在は株式会社M1を著作権者として)著作権の登録がされている舞踊の振り付けを上演することができることとされていることからすると、□□流の名取は□□流において著作権の登録がされている振り付けの上演を包括的に許諾されているものと解される上、本件運用の会報告知及び届出案内(乙13, 68)においても、□□流の事務所に対する事前の届出が義務付けられているにとどまり、家元その他の□□流の機関による許諾を要することをうかがわせる記載はみられないことに照らせば、本件運用は、□□流において著作権が取得されている振り付けについて上演の許諾の手続まで定めたものではなく、専ら事前の届出の手続のみを定めたものと認めるのが相当である。

c そして、本件運用に関しては、証拠(甲75, 証人A3)及び弁論の全趣旨によれば、最近に至るまで、□□流の名取の間でも、会報の記載に気付かずに本件運用の存在を知らない者が相当数いるという実情にあったものであり、現に、70年間の名取としての経験を有するA3は、自らの長年の活動を通じて、本件運用があることは認識しておらず、自らの友人の名取の多くも本件運用があることを知らず、過去に、□□流において、原告X1並びにこれと同時期に除名処分を受けたO2及びP2以外に、本件運用に係る届出の手続を怠った者に対して警告や懲戒処分等がされたことは一切なかったことが認められる。

上記のとおり、本件運用に関しては、最近に至るまで、□□流の名取の間でも、会報の記載に気付かずにこれを知らない者が相当数いるなど、必ずしも十分に周知されていたとはいえず、また、原告X1及び上記2名以外に本件運用の懈怠を理由とする警告や懲戒処分等を受けた者はいなかったという状況にあったところ、前記ア(ア)の認定事実並びに証拠(甲75, 原告X1本人)及び弁論の全趣旨によれば、原告X1としては、被告Y1から本件運用に従って事前の届出を行うように注意を受けた後、□□流における重要な舞踊の振り付けについてその伝統と様式を守るために著作権を取得して保護の対象としている本件運用の趣旨に照らし、三世家元から将来の家元後継の候補と目されてその指名に係る練達の門弟らの指導を受けてきた同原告がこれを上演することはその趣旨にもとるものではなく、必ずしも同原告がその届出をすることは必須ではないと考え、殊更に同原告等のみがその時期に注意を受けたことも不審に思い、その届出をしなかったものと認められ、このことは、事後的、客観的にみれば本件運用において事前の届出は例外なく必要とされており同原告の対応はその懈怠との評価を免れない一方で、被告Y1の注意を受けながら同原告がこれに従わずに上記の届出をしなかったことについて、同原告の立場としては従前の経緯に照らして酌むべき事情があったものと評価し得るといえることができる。

加えて、原告X1は、本件訴訟において、本件運用の詳細を確認したので今後は同運用に基づく事前の届出の手続を履践する旨供述しており(同原告本人・調書30頁)、前記(1)タ及びへのように被告Y2の側から家元の地位の承継をめぐる対立(後記オ(ア)参照)を踏まえて自らの舞踊活動への妨害等の圧力も受けていた当時の状況の下で、上記の届出に係る被告Y1の注意に直ちに従わなかったことについて、同原告の側に他に特段の意図等があったとは認め難く、また、□□流の名取の地位にあった同原告が事前の届出は欠いたもののプログラム(乙29, 31)にそれぞれ三世家元及び二世家元による舞踊の振り付けであることを明記した上で「大和楽「花ゆかり」」及び「常磐津「独楽」」を上演したことについて当該各演目に係る著作権に実質的な侵害が生じているものということもできない。

ウ 本件除名処分によって被処分者が被る不利益等

(ア) 前記1(3)アのとおり、□□流の名取は、□□流において著作権が取得されている舞踊の振り付けを上演することができ、特に専門部名取は、自らに認許された□□流の苗字芸名を使用して舞踊会等を主催し、これらに

よる収益を収受することや、いわゆる取立師匠として□□流の名取試験に合格させることを目標として門弟を指導し、その対価として教授料等を収受することを□□流の家元から認許されているところ、証拠（甲75、原告X1本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告X1は、本件除名処分がされた当時、約30名の門弟を教授する専門部名取の地位にあったことが認められ、除名処分によって名取の地位をはく奪されると、自らがこれまで習得した□□流の舞踊の振り付けのうち□□流において著作権が取得されているものを上演すること及び自らが□□流の家元から認許された「X1」の苗字芸名を使用して舞踊会等を主催することができなくなり、これらによる収益を収受することができなくなるとともに、専門部名取としてこれらの門弟を教授すること及びその対価としての教授料を収受することもできなくなることが認められる。

このように、除名処分によって名取の地位をはく奪されると、原告X1は、日本舞踊の最大流派である□□流の名取として得てきた舞踊家としての生計の基礎をなす舞踊会等の収益や多数の門弟からの教授料等の収受ができなくなる上、これまでに修得した□□流の舞踊の上演もできなくなるため、事実上一から新たに他の舞踊を習得し直すことを強いられることとなり、舞踊家として被る不利益は著しく甚大なものであることに加え、原告X1の門弟である約30名も、これまで師事してきた同原告を取立師匠として名取試験に合格する途が事実上閉ざされることとなり、多数の門弟らにも多大な不利益が及び、ひいてはこれらの門弟らが同原告の下を離れて同原告が教授の仕事を失う結果も招来するものというべきである。

しかるところ、被告Y2は、本件除名処分によって原告X1及びその門弟らが被る不利益について、原告X1の当時の門弟の数を把握していない旨供述していること（同被告本人・調書19頁）に照らせば、本件除名処分によって原告X1及びその門弟らが被る不利益について十分な検討がされているとはいえない。

(イ) そして、前記ア及びイにおいてみた本件処分対象事実の客観的な評価を踏まえ、上記(ア)においてみた除名処分により名取の地位をはく奪されることによって原告X1及びその門弟らの受ける不利益の甚大さに鑑みると、本件処分対象事実が□□流の内部における秩序に与える影響は、戒告又は名取としての活動の一定期間（例えば1、2か月程度の合理的な期間）の停止などの他の採り得る処分によってもその秩序の維持を図ることが可能なものであったというべきであり、同原告の除名によらなければその秩序の維持を図ることができないほど重大なものであったとは認め難く、□□流において過去に除名処分（及びこれに準ずる追放処分）が行われた際の処分対象事実であった極めて重大な非違行為と評価される傷害行為や積極的な分派活動等との権衡の観点に照らしても、同原告及びその門弟らに上記のような甚大な不利益を甘受させてまで除名という処分を選択することが正当化され得るものであったとはいえないといわざるを得ない。そうすると、本件処分対象事実は、いずれもそれ自体としては客観的にみて除名処分という甚大な不利益を被処分者にもたらす懲戒に相当し得るといえるほどに「重大な違背」ないし「著しい非行」に該当するとは解されず、客観的にはこれらの除名事由に相当するほど重大な非違行為に該当しないものと解するのが相当である。

(ウ) この点に関して、被告らは、□□の苗字を有しなくとも日本舞踊家として活動することはでき、また、門弟らが原告X1の下を離れて同原告が仕事を失うことは、飽くまで原告X1と門弟らとの関係に由来するものすぎない旨主張するが、前記(2)イのとおり、日本舞踊の最大流派である□□流の名取の地位を有するがゆえにこれに師事して名取の資格を得るべく門弟らが集まり舞踊会も参加者や観衆が集まる仕組みが採られているものといえる以上、本件除名処分によって、□□流の名取の地位をはく奪されれば、上記(ア)のとおり、それに伴って必然的に□□流の名取としての門弟らの教授と教授料等の収受及び舞踊の上演や舞踊会の主催とその収益等の収受ができなくなるものといえるか

ら、これらによって原告X1の日本舞踊家としての活動は極めて大きく制限され、生計の基盤を奪われるなど著しく甚大な不利益を被るものというべきであり、被告らの上記主張は採用することができない。

エ 本件除名処分に際しての手續

(ア) 前記(1)へ、ミ及びムノ認定事実によれば、被告らは、原告X1に対し、本件処分対象事実の一部又は全部が□□流規則等に違反し、□□流規則所定の除名事由である「当流規則に重大な違背あるとき、また当流を誹謗し、その他、著しい非行のある場合」に該当すると解する旨の被告らの見解を記載した書面を複数回送付するとともに、これらの書面において、書面による弁明を要請し、指定する日時と場所において弁明の機会の付与の手續を行う旨の告知を2回行っていることが認められ、これに対し、原告X1は、これらの被告らの書面の送付を受けた後、本件処分対象事実の一部の行為を行い、また、これらの被告らの書面に対する応答として、本件処分対象事実が除名事由に該当すると解する理由の説明の要請並びに被告Y2の四世家元としての正統性及び適格性に疑問を呈する内容を記載した書面を被告らに送付したことが認められる。また、上記の認定事実によれば、被告Y2が日時と場所を指定した弁明の機会については、1回目は、同被告が指定した日時に原告X1が都合が合わないことを理由としてこれに出頭しなかったため手續が行われず、2回目は、原告X1が代理人弁護士を帯同し、事前に代理人弁護士の帯同を控えるよう申し向けていた被告らがそのことを理由として手續を行わなかったことが認められる。

(イ) そして、原告X1による代理人弁護士の帯同をもって直ちに被告らが同原告から実際に弁明の聴取を行わなかったことが正当化され得るものとはいえないところ、上記ウのとおり、本件除名処分に際して、除名による原告X1及びその門弟らに及ぶ不利益の甚大さ並びにこれらと本件処分対象事実との権衡について被告らにおいて十分な検討がされているとはいえないことに徴すると、実際に同原告からの弁明の聴取を経ずに行われた本件除名処分は、手続的な観点からも、その結果として同原告側の事情の十分な把握と考慮を経ないで行われたものとの評価を免れないものといわざるを得ない。

オ 本件除名処分がされるに至った背景等

(ア) 前記(1)オないしツ及びハの認定事実によれば、三世家元の死後、その生前に三世家元による次期家元の明示的な指名の文書や公表がされていなかった中で、被告Y2は、被告Y1理事会の全会一致の推挙決定を受けて自らの四世家元への就任に係る発表を行い、理事らの支持の下に襲名披露公演を経て、□□流の四世家元として活動している者であるところ、上記の過程において、三世家元の親族であるX1家やQ1家との調整を行うも同意を得るには至っておらず、三世家元の本葬において自らの四世家元への就任に係る発表をした際、関係者に対して五世家元候補からX1家とQ1家を外す旨を述べるなど、家元の承継をめぐることは上記両家を排除する意向を強く示していた中で(前記

(2)エのとおり、三世家元の親族との「調整」という被告Y1の理事会決議の要件を満たした上で理事会の全員一致の決議で家元に推挙され、その支持の下に襲名披露を経ており、法的な要件を欠いているとまではいえないものの、三世家元の親族である上記両家の同意を得ないまま一方的に三世家元の本葬の場で四世家元への就任に係る発表をした上で襲名披露公演を行うなど、自らの四世家元への就任を強引に推し進めた側面は否定し難い。)その直後から、原告X1が、被告Y2の四世家元就任の手續に瑕疵があるなどとしてその正統性に異議を唱えるとともに、自らは三世家元からその生前に後継者として指名を受けており、被告Y2による一時的な家元の預かりを認めるがいずれ自らが家元に就任する旨の意向を表明し、門弟らの中にも五世家元はX1家から選ぶことを支持する意見も出される中で、被告Y2の側では自らの孫に五世家元を継がせる旨の意向を公表し、飽くまでも家元の後継者からX1家を排除する意思を表明するなど、家元の地位の承継をめぐる被告Y2と原告X1との間に深刻な対立が生じていたことが認められる。



(イ) そして、このような家元の地位の承継をめぐる対立を背景とした上で、(a)前記ウ(イ)のとおり、本件処分対象事実は、それ自体としては客観的にみて除名処分という甚大な不利益を被処分者にもたらす懲戒に相当し得るといえるほどに「重大な違背」ないし「著しい非行」に該当するとは解されず、特に前記イ(イ)cのとおり本件運用は名取らの間でも必ずしも十分に認識されておらず所定の演目の上演につき事前の届出を行わない名取も相当数いた中で、本件除名処分及びこれと同時にされた2名の除名処分以前に届出の懈怠を理由に警告や懲戒処分等を受けた例はなかったこと、(b)被告Y2は、原告X1らのうち、原告X1及び同原告とともにC1の主催する偲ぶ会に出演するなどしたO2とP2の2名について除名処分をし、他の名取については除名処分を見送っているところ、除名処分が見送られた名取の中には一般社団法人Y1に会員として所属していることが除名事由として検討された者が数名存在し、それらの数名の者の方が、除名処分を受けたC1の同一般社団法人の設立による分派活動への関与という被告らが□□流の内部秩序への影響の点で重視する観点からは、直接的かつ積極的な関与が看取されると評価されるにもかかわらず、それらの数名の者らについては除名処分が見送られ、同一般社団法人の会員ではなかった原告X1について除名処分がされていること、(c)前記(1)ハ(同(イ)、

(ウ)、(オ)等)のとおり、三世家元の相続財産管理人であったF1弁護士は、①三世家元の死去後、B2'及び除名される前のC1から、被告Y2がC1に対して三世家元が原告X1を後継の候補者と考えていた旨を公言すればC1を□□流から除名する旨の威迫的な発言をした旨を聴取し、②B2'から、被告Y2がI1'(三世家元の命を受けて同原告への舞踊の指導をしていた□□流の高弟)に対して同原告への稽古をやめるよう指示した旨を聴取し、③I1'から、上記の指示に従わないと相当の圧力を受けて事実上干され、場合によっては何らかの理由を付けて除名されるかもしれないので、三世家元の同原告への代稽古役は終了とせざるを得ず、同原告は流派内で抹殺されてしまうと思う旨を聴取しており(これらの聴取内容の信用性を左右するに足りる的確な証拠はない。)

その後上記②及び③の同原告及び上記高弟に係る状況が改善されたことをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠はないこと、(d)前記

(1)メのとおり、被告Y2は、自らの孫のJ1(平成4年生。当時21歳)を五世家元に指名する旨を発表した平成26年1月1日発行の被告Y1の会報において、「自ら四世A1'を三代目から直接指名されたと名乗る方が居られる以上」と記載して原告X1の存在に言及した上で「行先が案じられ」などと記載していることが認められ、これらの事情は、被告Y2が□□流における自らの四世家元としての地位の基盤を固め、自らの孫への五世家元の承継を図るに当たり、三世家元から後継者の候補と目されていた原告X1を□□流及び被告Y1から排除する意図があったことをうかがわせるものということができ、以上の諸事情に併せ鑑みれば、被告Y2が本件処分対象事実に対する懲戒等の処分を検討する過程において、前記ウ(イ)のとおり客観的には本件処分対象事実が除名事由に相当するほど重大な非違行為に該当しないにもかかわらず、あえてこれらの事実をもって除名処分を行った背景には、自らの四世家元としての地位及び自らの孫への家元の承継につき異議を唱えることが想定される存在であった原告X1を□□流から排除することが□□流の内部秩序を維持するために必要であるという意図が介在したものと推認されるといわざるを得ない。

しかるところ、(a)前記(1)ムのとおり、原告X1は、本件除名処分に先立ち、被告Y1に対し、被告Y2の四世家元の襲名の正統性に係る疑義の記載を含む書面を複数回送付し、これらにつき被告らからの納得のいく回答が得られなかったことを理由の一つとして、被告Y1から本件処分対象事実に係る警告を受けながらこれに従わなかったことが認められ、前記(2)エ(イ)のとおり、その当時、四世家元の襲名披露公演を経た後の約6年間にわたり、□□流や被告Y1において被告Y2が□□流の四世家元であることを前提として諸々の活動が行われていたことを踏まえ、被告らがこれらの同原告の言動を□□流の

秩序維持の観点から望ましくないとみることに相応の理由があるといえる一方で、(b)前記(2)エ(ウ)のとおり、三世家元からその生前に後継者の候補と目されていた同原告において、被告Y2による四世家元の襲名の正統性等について、前示の一連の経緯等の下で十分な説明を受けていない中で改めて疑義を呈することにも相応の理由があったものというべきであること等を踏まえ、本件処分対象事実に含まれていない家元の地位の承継をめぐる原告X1の言動に係る上記(a)の事情を同原告に不利な情状として過大に評価するのは相当ではなく、その事情をしんしゃくしたとしても、本件処分対象事実自体の除名事由該当性に係る評価が左右され得るものとはいえない(なお、このことは、仮に上記の同原告の言動が処分対象事実に含まれていたとしても、当時の経緯や状況の下では変わるものではないと解される。)

#### カ 小括

以上の諸点を総合考慮すれば、原告X1に係る本件処分対象事実は、いずれもそれ自体としては客観的な評価として除名処分という甚大な不利益を被処分者にもたらす懲戒処分に相当し得るものといえるほどに「重大な違背」ないし「著しい非行」に該当するとは解されないものであり、この評価は本件処分対象事実に含まれていない家元の地位の承継をめぐる原告X1の言動等をしんしゃくしても左右されるものではないにもかかわらず、本件除名処分は、本件処分対象事実がこれらの除名事由に該当するとの過大な評価に基づいて行われたものであって、被告Y2の□□流の家元としての裁量を前提としても、その判断は社会通念上著しく妥当性を欠いており、その裁量権の範囲を超えて重きに失する懲戒処分が選択されたものといわざるを得ず、前記(2)の判断枠組みに照らし、本件除名処分は無効であるというべきである。

そして、本件除名処分が□□流の秩序維持の観点から除名事由該当性に係る家元としての裁量権の範囲を超えるものではなく有効であるとする被告らの主張は、以上に説示したところに照らし、採用することができない(なお、原告らは、被告らが原告X1らの処分を検討するに当たって用いた資料として提出する乙第36号証が処分後に偽造されたものである旨主張し、被告らは、同号証は処分の検討時に現に存在した資料に本件訴訟提起後に書証としての体裁を整える加筆をしたものである旨主張するが、いずれの主張を前提としたとしても、本件除名処分の効力に係る上記の判断が左右されるものではなく、この点について殊更に判断を要するものとはいえない。また、原告らは、被告らが本件除名処分の際に検討に供したとする他の資料(乙71)についても、その内容が正確性を欠き、関与すべきでない人物が関与している旨主張するが、この点についても上記と同様である。)

したがって、原告X1は、本件除名処分後の平成26年4月10日以降も現在に至るまで□□流の名取の地位にあるものというべきである。

#### 5 争点5(原告X1が被告Y1の会員の地位を有するか否か)について

(1) 上記4において説示したとおり、原告X1に対する本件除名処分は無効であり、同原告は同処分後も現在に至るまで□□流の名取の地位にあるものというべきであるから、被告Y1会則6条及び7条により、同原告は被告Y1の会員としての地位を有するといえるべきであり、他に同原告が被告Y1の会員としての地位を喪失したものと認めるべき事情をうかがわせる証拠はない。

(2) なお、被告らは、平成23年1月28日の被告Y1会則の改正の際に同年12月31日までに新たな年会費の支払など所定の手続を行わなければ被告Y1の会員としての身分を失う旨の改正を行い、原告X1がその手続を行わなかったため、同原告は被告Y1の会員の地位を喪失している旨主張し、平成26年1月27日付け及び同月28日付けの被告Y1の作成に係る各回答書(甲23, 27)には、平成23年1月28日の新年総会において承認された被告Y1会則の改訂に伴い、同原告が被告Y1の会員資格を当然に喪失し、新たに被告Y1への登録手続を要する旨の見解を述べた記載がある。

しかしながら、同日の新年総会において承認された改訂後の被告Y1会

則（甲4）には、「年会費を5年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき」等の資格喪失事由が定められている（第9条）ものの、被告らの主張するような同会則の改訂に伴い当然に従前の会員資格を喪失する旨を定めた規定は見当たらない（仮に、総会の決議による同会則の改訂を経ることなく、会報等により同会則に規定のない新たな会員資格の喪失事由が会員に告知されたとしても、それによって当該会員の地位に消長を来し得るとは解されない。）。したがって、同日の新年総会当時に既に専門部名取の地位にあり、その地位に基づいて自動的に（上記改訂の前後で変更のない同会則中の□□流の名取は被告Y1の会員となる旨の規定によって）被告Y1の会員の地位を取得していた原告X1が、被告らの主張に係る資格喪失事由に基づいて被告Y1の会員資格を喪失していたとは認められず、他に同会則の改訂によって同原告が被告Y1の会員の地位を喪失したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、被告らの上記主張を採用することはできない。

6 争点6（被告Y2の本件除名処分に係る不法行為責任の有無）について

（1）前記4において説示したとおり、本件除名処分は家元としての裁量権の範囲を超えるものとして無効というべきであるが、他方で、原告X1に係る本件処分対象事実とされたC1の□□流規則に違反する行為への間接的な関与及び本件運用に係る事前の届出の懈怠という規律違反行為はいずれも事実として存在したものであり、同原告が、□□流の分派活動と評価される法人設立等の行為を理由に除名されたC1による□□流の苗字芸名と流紋の使用を容認し、その後の被告らによる注意や警告にもかかわらず、これらの規律違反行為を繰り返したことについて、自らの四世家元への就任後に流派の秩序の確立を企図していた被告Y2の立場からみて、自らの家元の地位の正統性に疑義を呈していた同原告によるこれらの所為が除名処分に相当し得る「重大な違背」ないし「著しい非行」に該当すると考えたことにも相応の理由があったとみることもできると解され得る。

そうすると、前記4のとおり、客観的な評価としては、原告X1のこれらの所為が除名事由としての「重大な違背」ないし「著しい非行」に該当し得るものではなく、家元の地位の承継をめぐる同原告の言動等を秩序維持の観点からしんしゃくしたとしても上記の評価が左右されるものではなかったとはいえ、被告Y2が家元としての裁量権の範囲を超えて除名処分という重きに失する懲戒処分を選択したことについて、当時の状況の下において同被告に故意又は過失があったとまでは認め難く、本件除名処分につき被告Y2が同原告に対して不法行為責任を負うとまではいい難いものというべきである。

（2）したがって、原告X1の被告Y2に対する本件除名処分に係る慰謝料の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

7 争点7（被告Y1の平成26年の新年総会への原告X1の出席を拒否したことに係る不法行為責任の有無）について

（1）前記5のとおり、平成26年の新年総会が開催された平成26年1月28日の時点で、原告X1が被告Y1の会員の地位を喪失していたとは認め難い一方で、前記4（1）タ及びモの認定事実並びに前記4（2）エにおいて説示したところによれば、同原告が平成26年の新年総会において被告Y1に対して回答を求めており、自らも発言をすることが想定された事項の中には、客観的にみて必ずしも新年総会の場における議論の対象とするのが相当とはいいい難い家元の地位の承継に係る事柄も含まれていたものということができ、同原告が当該新年総会において議決権を行使し得なかったこと等によって直接的に自らの権利利益の具体的な侵害を受けたことを認めるに足りる証拠もない以上、被告Y1による同原告の出席の拒否が十分な合理的理由に基づくものであったとはいいい難いものの、同原告について、新年総会への出席を拒否され、同総会の場で議論の対象とすることを企図した事項についてその機会を得られなかったという事情をもって、直ちに金銭をもって慰謝すべき法的利益の侵害を伴う精神的損害を被ったとまでは認め難く（仮に同原告について上記のような損害を被ったとみる余地があ

り得るとしても、当時の状況の下において同被告に故意又は過失があったとまでは認め難い。）、そのことにつき被告Y1が同原告に対して不法行為責任を負うとまではいい難いものというべきである。

(2) したがって、原告X1の被告Y1に対する平成26年の新年総会への出席拒否に係る慰謝料の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

8 争点8（被告Y1の平成26年の新年総会における理事等の選任及び予算等の承認の決議の不存在確認の訴えに確認の利益が認められるか否か）について

(1) 証拠（乙50、53）及び弁論の全趣旨によれば、平成27年1月28日に開催された被告Y1の新年総会（以下「平成27年新年総会」という。）において、被告Y1の理事及び監事を選任する旨の決議並びに平成25年度の収支決算及び平成26年度の収支予算を承認する旨の決議が行われたことが認められる。したがって、平成26年1月28日に開催された被告Y1の新年総会（以下「平成26年新年総会」という。）における被告Y1の理事及び監事の選任の決議並びに収支予算及び収支決算の承認の決議（証拠（乙50、53）によれば、後者の決議は平成25年度の収支決算及び平成26年度の収支予算の承認を内容に含むものと認められる。）が不存在であることの確認を求める訴えは、平成27年新年総会の上記決議が存在するに至ったことによって、確認の対象の適格性を欠き、確認の利益を欠くに至ったものと解するのが相当であり、平成26年新年総会の上記決議を不存在確認の対象とする上記訴えに平成27年新年総会の上記決議を経た後もなお確認の利益が残存していると解すべき特段の事情（例えば、後者の決議の存否を決するために前者の決議の存否が先決問題となる等の特別な事情）の存在をうかがわせる具体的な主張立証はないものというべきである（最高裁平成10年（オ）第1183号同11年3月25日第二小法廷判決・民集53巻3号580頁参照）。

なお、この点について、原告らは、平成27年新年総会の上記決議について、招集通知が送付されていない瑕疵がある旨主張するが、平成27年新年総会は、被告Y1会則24条1項において「毎年1月28日に開催する」と日付を明記して規定されている被告Y1の定時総会であり（甲4）、被告Y1の会員には同会則の規定自体によりその開催の日付が周知されている上、除名処分を受けた会員を除く会員らには決議事項や報告事項等が記載された「式次第」と題する書面が事前に送付されているものと認められ（乙50、弁論の全趣旨）、これは同会則25条2項に基づく招集通知に当たると解されることに照らせば、仮に上記「式次第」による招集通知が前記4のとおり無効な除名処分を受けた原告X1には送付されていなかったとしても、そのことをもって直ちに当該決議自体が不存在と評価されるような手続上の著しく重大な瑕疵があったということはできないといわざるを得ず、原告らの上記主張は採用することはできない。

(2) したがって、本件において、争点8につき、被告Y1の平成26年新年総会における理事等の選任及び予算等の承認の決議の不存在の確認を求める訴えについて確認の利益は認められないので、その余の点について判断するまでもなく、上記訴えは不適法であるから、争点9（被告Y1の平成26年新年総会における理事等の選任及び予算等の承認の決議が不存在であるか否か）については判断を要しない。

#### 第4 結論

以上の次第で、本件訴えのうち、①原告らの被告Y1との間で平成26年新年総会における理事及び監事の選任の決議並びに収支予算及び収支決算の承認の決議が不存在であることの確認を求める訴えは不適法であるからこれを却下し、②原告X1の被告Y2との間で□□流の名取の地位にあることの確認を求める請求及び被告Y1との間で同被告の会員の地位にあることの確認を求める請求は理由があるからこれらを認容し、③原告X1のその余の請求は理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判長裁判官 岩井伸晃

裁判官 周藤崇久

裁判官高橋祐喜は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 岩井伸晃

【別紙 審級】

---

L07210035 最高裁判所第3小法廷 平成29年（オ）第410号、平成29年  
（受）第505号

損害賠償等，総会決議不存在確認請求事件  
平成29年5月9日

---

L07120641 東京高等裁判所 平成28年（ネ）第3105号

損害賠償等，総会決議不存在確認請求控訴事件  
平成28年12月16日

---

## 団体の懲戒処分と法律上の争訟

### —— 伝統芸能の名取の地位の確認請求の司法審査対象性

▶ 東京高裁平成28年12月16日判決 (平成28年(ネ)第3105号:損害賠償等, 総会決議不存在  
確認請求控訴事件)  
(判時2359号12頁)

#### 事実の概要

X(原告・被控訴人)は、日本舞踊の最大流派であるA流の専門部名取として活動していたが、同流派の当時家元Y<sub>1</sub>(被告・控訴人)より、平成26年4月9日付けに名取から除名する旨の処分(「本件除名処分」という)を受けた。そこで、Xは、本件除名処分が無効であると主張して、Y<sub>1</sub>に対し、名取の地位にあることの確認等を求め、A流の家元および名取等で構成されるA流派団体Y<sub>2</sub>に対し、同会の会員の地位にあることの確認等を求めている。

第1審(東京地判平成28・5・25判時2359号17頁参照)は、「A流の名取は、著作権の対象演目の上演に係る権利や多大な事業上の権益に加えて、A流の組織の中核を成すY<sub>2</sub>という事業上の重要な影響力を有する団体において議決権等を有するなど、その地位に基づいて様々な権利利益を付与され享受しているということができ、これらの権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価される」と判示し、本件除名処分に関し、「Y<sub>1</sub>が処分権者として本件除名処分を行うに当たってその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否か(処分権限の有無を含む)」という観点から除名処分の適否が争点となり、このような裁量処分の適否に係る判断は除名処分等の懲戒処分の適否全般について一般に採られている判断枠組みに基づく裁判所の審査に適する事項ということができ、本件におけるA流の名取の地位の確認を求める請求の訴訟物は、法令の適用により終局的に解決することができるものに当たる」とし、本件におけるA流の名取の地位確認を求める請求は、法律上の争訟に該当するとしている。

その上で、本件除名処分は、「除名事由該当性に係る判断において、全く事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用してされた」と認められる場合〔最判平成18・9・14判時1951号39頁〕であると判示し、懲戒処分の無効を認め、XのY<sub>1</sub>に対するA流の名取の地位にあることの確認請求およびXのY<sub>2</sub>に対する会員であることの確認請求を認容している。Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>控訴。

#### 判旨

控訴棄却。

名取の地位確認請求は、「A流の名取の地位を基礎とする権利利益は、著作権が取得されているA流の舞踊の振り付けを上演するための権利の基盤であり、日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であることに加え、Y<sub>2</sub>の総会における議決権を伴う会員資格の基盤でもあることからすれば、A流の名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきものであって、除名処分を受けたA流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有する」。

本件除名処分の効力の有無については、「懲戒処分の効力の判断において一般的に採られている判断枠組みに基づき、処分権者であるY<sub>1</sub>による裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かという観点から判断することができるから、本件における名取の地位の確認請求が法令の適用により終局的に解決することができるものに当たる」として、司法審査の対象となり、「本件除名処分に際し、Y<sub>1</sub>において除名処分によりX及びその門弟らに及ぶ不利益の甚大さ並びにこれらと本件処分対象事実との権衡につき十分に検討したとはいえないことに照らせば、実際にXから弁明を聴取することなく行われた本件除名処分の手続は、結果としてX側の事情の十分な把握と考慮を経ないで行われたものと評価せざるを得ないという原審の判断は相当である」。

#### 解説

##### 1 本判決の意義

本判決は、日本舞踊の最大流派団体Y<sub>2</sub>における家元Y<sub>1</sub>(第1審判決後にY<sub>1</sub>の孫が家元を襲名している)と先代の家元の承継者の地位を争っているXに対する本件除名処分により、名取の地位を喪失したXによる①名取の地位およびY<sub>2</sub>の会員の地位の確認請求が、法律上の争訟と認められるか、認められるとして、②本件除名処分の適否が争われている事件の控訴審である。伝統芸能における家元と名取といった師弟関係から構成されるY<sub>2</sub>団体の自律権の尊重とY<sub>2</sub>を統率するY<sub>1</sub>によって懲戒処分を受けたXに対する司法上の救済の必要性をどのように調和するのが問題となる(竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審査権」裁判所書記官研修所編『書研創立40周

年記念論文集」1頁、安福達也「法律上の争訟性をめぐ  
る裁判例と問題点(上)」判タ1334号28頁・1335号37頁  
など参照)。地方議会、政党、大学のほか、宗教団  
体、弁護士会、司法書士会および公認会計士協会な  
ど多種多様な団体における懲戒処分の是非をめぐ  
って判例上争われている。

本判決は、①に関し、法律上の争訟と認め、②に  
関し、除名処分を無効としている点で、注目され  
る。Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>は、上告および上告受理の申立てをした  
が、最高裁は、上告棄却、上告不受理決定をした  
(最決平成29・5・9 LLI/DB L07210035)ため、本判決  
は、確定している。伝統芸能団体を統率する家元に  
よる専門部名取に対する懲戒処分を無効とした点で  
注目される。

## 2 名取の地位の確認請求と法律上の争訟

裁判の対象は、法律上の争訟でなければならない  
(裁3条1項)。判例によれば、①当事者間の具体的  
な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争で、  
かつ②法令の適用により終局的に解決できるもので  
なければならない。審判権の限界・制約に関する審  
理は、最初に訴訟物自体について、法律上の争訟と  
認められるか、これが肯定されるときに、第二段審  
理として処分の効力の有無を審理している(新堂幸  
司「審判権の限界」同「民事訴訟法学の基礎」281頁、  
伊藤眞・民事訴訟法百選〔第5版〕4頁など参照)。

本判決・第1審も同様の立場に基づいて判断して  
いる。

宗教団体の内部紛争を中心として、判例は、住職  
たる地位が、宗教上の地位であるから、具体的な権  
利、法律関係とは認められない(最判昭和44・7・10  
民集23巻8号1423頁)のに対し、住職の地位が代表  
役員という組織法上の地位に結びついている場合  
(最判昭和55・1・11民集34巻1号1頁、最判昭和55・  
4・10判時973号85頁)は、法律上の争訟と認めてい  
る。最判平成7・7・18(民集49巻7号2717頁)は、  
壇徒であることが代表役員を補佐する機関である総  
代に選任されるための要件とされており、予算編  
成、不動産の処分等の決定につき、総代による意見  
の表明を通じて壇徒の意見が反映される体制とな  
っているとして、壇徒の地位が、具体的な権利義務  
ないし法律につながるものと評価している。

専門部名取であるXの享受する利益は、単に家元  
から許諾されたA流の苗字芸名を用いて各種の舞  
踊会等に出演することなどが認められている(普通  
部名取)だけではなく、日本舞踊家としての職業活  
動および事業活動(舞踊会に出演して出演料等の対価  
を受受し、門下に舞踊を教授して指導料等の対価を得  
る)のほか、Y<sub>2</sub>の総会における議決権をともなう  
会員資格であることから、単に伝統芸能団体内部の  
問題にとどまらず、一般市民法秩序と直接の関係を  
有すると認められている。

懲戒処分が宗教団体内部における宗教上の地位に  
関する不利益を課すにとどまる場合、最判平成4・  
1・23(民集46巻1号1頁)は、懲戒処分の具体的な  
権利または効力を争う訴えは具体的な権利または法  
律に関する紛争ではないとしている(高知地判平成

24・9・18判タ1395号343頁、大阪地判平成19・1・30  
判時1978号32頁は、司法書士会の注意勧告に関し、内  
部における出来事にとどまらず、当該会員の司法書士  
たる身分およびその業務に関して支障を生じさせると  
して、法律上の争訟と認めている)。

## 3 本件懲戒処分とY<sub>1</sub>の裁量権

本件除名処分は、A流の流派に属する者が遵守す  
べきA流規則に従って行われており、処分事由で  
ある「当流規則に重大な違背あるとき、……著しい  
非行のある場合」(8条)が認められるかが判断され  
ている。したがって、手続上の準則に従って、選  
任、剝奪がなされたか否かだけではなく、例えば宗  
教上の教義、信仰に関する事項をも審理判断するこ  
とが必要不可欠であった事案(最判平成元・9・8民  
集43巻8号889頁、最判平成11・9・28判時1689号78頁)  
とは異なる。

第1審は、Y<sub>1</sub>がA流の家元として、名取の除名  
処分を行う権限を有すると認めた上で、除名に至ら  
ない懲戒処分等を家元の統率権に由来する裁量権の  
範囲内で行使することを認めている。したがって、  
Y<sub>1</sub>が除名処分を選択した判断が全く事実の基礎を  
欠くかまたは、社会通念上著しく妥当性を欠くと認  
められる場合(前掲最判平成18・9・14)は、裁量権  
の範囲を超えまたはこれを濫用したもとして、無  
効になる。

具体的には、①除名処分に該当する行為の存否  
(Y<sub>1</sub>から除名処分を受けた者を見たとしXが主催した  
会に携わらせるなどのA流規則違反行為を複数回にわた  
って間接的に行ったこと、事前の届出なしに演目を上演  
したこと)、②除名処分によるXが被る不利益(専門  
部名取として被る不利益は甚大であり、Xの多数の門  
弟も名取になる途を閉ざされるなど多大な不利益が及ぶ  
こと)および本件除名処分によって、Xおよびその門  
弟が被る不利益についても十分な検討がなされてい  
ないこと、③除名処分に際しての手続(実際にXの  
弁明を聴取していないこと)のほか、④本件除名処分  
を受けるに至った背景事情(家元の地位の承継をめぐ  
る対立を背景にY<sub>1</sub>の家元としての地位などにつき異議  
を唱えるXを排除する意図の推認)を総合考慮して、  
Y<sub>1</sub>による本件処分が、裁量の範囲を逸脱していると  
評価している。本判決も第1審の立場を支持して  
おり、結論は妥当といえる。

しかし、①～③を満たせば、裁量の範囲を逸脱し  
ていると評価でき、④に言及する必要はなかったと  
考える。前記最判平成18・9・14は、弁護士の主観  
の意図を考慮して、「品位を失うべき非行」(弁護56  
条)に該当しないとした原審判断を覆しているから  
である。

## 【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、本判決の評釈として、  
村上正子・TKC Watch 民事訴訟法No.102、第1審評  
釈として、佐々木雅寿・法教432号161頁。

## 主 文

原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。

本件を大分地方裁判所に差し戻す。

## 理 由

上告代理人安部萬太郎名義の上告理由について。

本件記録によれば、上告人らは、訴外亡Dが昭和三五年九月三〇日自筆証書によつてなした遺言は無効であることを確認する旨の判決を求め、その請求原因として述べるところは、右Dは昭和三七年二月二一日死亡し、上告人らおよび被上告人らが同人を共同相続したものであるところ、Dは昭和三五年九月三〇日第一審判決別紙のとおり遺言書を自筆により作成し、昭和三七年四月二日大分家庭裁判所の検認をえたものであるが、右遺言は、Dがその全財産を共同相続人の一人にのみ与えようとするものであつて、家族制度、家督相続制を廃止した憲法二四条に違背し、かつ、その一人が誰であるかは明らかでなく、権利関係が不明確であるから無効である、というものである。これに対し、被上告人B1を除くその余の被上告人らは、本訴の確認の利益を争うとともに、本件遺言によりDの全財産の遺贈を受けた者は被上告人B2であることが明らかであるから、本件遺言は有効である旨抗争したものである。第一審は、遺言は過去の法律行為であるから、その有効無効の確認を求める訴は確認の利益を欠くとして、本訴を却下し、右第一審判決に対して上告人らより控訴したが、原審も、右第一審判決とほぼ同様の見解のもとに、本訴を不適法として却下すべき旨判断し、上告人らの控訴を棄却したものである。

よつて按ずるに、いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確認するとの請求の趣旨のもとに提起されるから、形式上過去の法律行為の確認を求めることとなるが、請求の趣旨がかかる形式をとつていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるもの



と解される場合で、原告がかかる確認を求めるにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうるものと解するのが相当である。けだし、右の如き場合には、請求の趣旨を、あえて遺言から生ずべき現在の個別的な法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律行為たる遺言の無効の当否を判示することによつて、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである。

以上説示したところによれば、前示のような事実関係のもとにおける本件訴訟は適法というべきである。それゆえ、これと異なる見解のもとに、本訴を不適法として却下した原審ならびに第一審の判断は、民訴法の解釈を誤るものであり、この点に関する論旨は理由がある。したがつて、原判決は破棄を免れず、第一審判決を取り消し、さらに本案について審理させるため、本件を第一審に差し戻すのが相当である。

よつて、民訴法四〇八条、三九六条、三八六条、三八八条により、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一

政策

議員

党紹介

ダウンロード

エントリー

HOME > 党紹介 > 中央委員会の機構と人事（第28回党大会）

## 中央委員会の機構と人事（第28回党大会）

日本社会の根本的変革をめざす革命政党にふさわしい幹部政策とは何か（2022.8.23）

### 新しい中央委員会の機構と人事

第28回党大会で選出された中央委員、准中央委員と、第1回中央委員会総会で決定した新しい中央委員会の人事。（50音順、○印は新）

2020年1月18日

#### 幹部会委員長、書記局長、幹部会副委員長

第1回中央委員会総会が選出した幹部会委員長、書記局長、幹部会副委員長は次のとおりです。

幹部会委員長 志位和夫

書記局長 小池晃

副委員長 山下芳生（筆頭）、市田忠義、緒方靖夫、○倉林明子、田村智子、浜野忠夫

第1回中央委員会総会のあと、常任幹部会をひらき、次の人事を決めました。

政策委員会責任者 田村智子

ジェンダー平等委員会責任者 倉林明子

#### 常任幹部会（26人）

幹部会が選出した常任幹部会はずぎのとおりです。

市田忠義、岩井鐵也、浦田宣昭、太田善作、○岡寄郁子、緒方靖夫、笠井亮、紙智子、○吉良佳子、○倉林明子、小池晃、小木曾陽司、穀田恵二、志位和夫、高橋千鶴子、田中悠、田村智子、寺沢亜志也、中井作太郎、浜野忠夫、広井暢子、○藤田文、不破哲三、山下芳生、○山添拓、○若林義春

#### 幹部会（64人）

第1回中央委員会総会が選出した幹部会はずぎのとおりです。

青山慶二、赤嶺政賢、鮎沢聡、市田忠義、井上哲士、今田吉昭、岩井鐵也、岩中正巳、植木俊雄、○内田裕、浦田宣昭、大久保健三、太田善作、大幡基夫、○大山とも子、○岡寄郁子、緒方靖夫、荻原初男、○小倉忠平、笠井亮、紙智子、○吉良佳子、○倉林明子、小池晃、小木曾陽司、穀田恵二、○坂井希、沢田博、志位和夫、○塩川鉄也、高橋千鶴子、田中悠、田邊進、○田邊良彦、田村一志、田村智子、田母神悟、堤文俊、寺沢亜志也、土井洋彦、中井作太郎、長谷川忠通、浜野忠夫、土方明果、広井暢子、藤井正人、藤田文、○藤田健、藤野保史、不破哲三、紅谷有二、増子典男、松田隆彦、○本村伸子、森原公敏、柳利昭、山口富男、山下芳生、○山添拓、山村糸子、○山本豊彦、山谷富士雄、若林義春、渡辺和俊

党紹介

日本共産党綱領

- > 全文
- > 声で聞く綱領

日本共産党規約

- > 全文
- > 声で聞く規約

あゆみ

- > あゆみ
- > 党創立101周年記念講演会

最新の大会決定

- > 第29回大会（全文・動画）
- > 大会・中央委員会総会など

ピラ「働く人の自由時間拡大 賃上げ&時短推進」

「？」におこたえます

党首選出と安保政策をめぐる攻撃にこたえる

質問への回答

『日本共産党の百年』

募金

入党のよびかけ

党の財政活動



### 書記局（19人）

第1回中央委員会総会が選出した書記局長を責任者とし、幹部会が任命した19人の書記局員で構成される書記局はつぎのとおりです。

**書記局長** 小池晃

**書記局次長** 中井作太郎（筆頭）、田中悠、○若林義春、○土井洋彦

**書記局員** ○岡寄郁子、大幡基夫、○坂井希、沢田博、田川実、田村一志、辻慎一、堤文俊、寺沢亜志也、土方明果、藤井正人、藤田健、藤野保史、山谷富士雄

### 訴願委員会、規律委員会、監査委員会

第1回中央委員会総会が任命した訴願委員会、規律委員会、監査委員会は次の通りです。

#### 訴願委員会

**責任者** 太田善作

**副責任者** 紅谷有二

**委員** ○岩切幸子、武村拓三、姫井二郎、平兼悦子、吉田秀樹

#### 規律委員会

**責任者** 田邊進

**委員** ○板橋利之、貝瀬正、○坂井希、○祖父江元希、成中春樹、福島敏夫、○星野大三、米沢幸悦、柳沢明夫、○吉岡正史、○吉武秀郷

#### 監査委員会

**責任者** 広井暢子

**委員** ○奥谷和美、三羽和夫

### 中央機関紙編集委員会（24人）

幹部会が任命した中央機関紙編集委員会(24人)は次の通りです。

**責任者** 小木曾陽司

**委員** ○秋野幸子、石渡博明、○伊藤紀夫、稲田達、金子豊弘、工藤徹也、○栗原千鶴、近藤正男、坂本伸子、菅原啓、高柳幸雄、竹本恵子、堤由紀子、中祖寅一、西澤亨子、深山直人、藤田健、星野大三、松井信嗣、○三浦誠、宮澤毅、○村崎直人、山本豊彦

### 大会で選出された新中央委員会

第28回党大会で選出された中央委員、准中央委員は次の通りです。

#### 中央委員（193人）

青山慶二（65）／赤嶺政賢（72）／秋元邦宏（64）／○天下みゆき（63）／鮎沢聡（55）／○荒木由美子（60）／○池内沙織（37）／石黒良治（60）／石山淳一（54）／伊勢田良子（45）／板橋利之（54）／市田忠義（77）／市谷知子（51）／○伊藤岳（59）／井上和好（68）／井上哲士（61）／猪原健（43）／今田真人（73）／今田吉昭（62）／岩井鐵也（74）／岩切幸子（62）／○岩永尚之（63）／岩中正巳（67）／○岩淵友（43）／植木俊雄（73）／上田俊彦（66）／○上野高志（55）／植本完治（60）／内田裕（63）／○梅村早江子（55）／浦田宣昭（77）／○江尻加那（46）／大久保健三（72）／太田善作（72）／大嶽隆司（58）／大幡基夫（68）／○大平喜信（41）／大山とも子（64）／岡宏輔（72）／○岡寄郁子（49）／緒方靖夫（72）／荻原初男（66）／奥谷和美（67）／○小倉忠平（58）／笠井亮（67）／○加藤あい（44）／金森亨（63）／紙智子（65）／上村秀明（61）／神山悦子（64）／川田忠明（60）／神田米造（70）／吉良佳子（37）／○工藤充（53）／久保田仁（63）／倉林明子（59）／小池晃（59）／小木曾陽司（65）／穀田恵二（73）／小菅啓司（69）／後藤勝彦（51）／小林年治（67）／駒井正男（52）／小松崎久仁夫（73）／小村勝洋（65）／○斉藤和子（45）／○坂井希（47）／佐藤登

中央委員会の機構と人事

地方議員数

与党の自治体

改定綱領学習講座

綱領・古典教室

理論活動教室

『スターリン秘史』を語る

新版『資本論』紹介

Q&A #共産党Cafe



(75) / 佐藤文明 (70) / 佐藤正美 (79) / 沢田博 (69) / 志位和夫 (65) / 椎葉寿幸 (43) / 塩川鉄也 (58) / 柴岡祐真 (35) / ○島津幸広 (63) / ○清水忠史 (51) / 下角力 (67) / 庄子正二郎 (64) / 白川容子 (53) / 菅原則勝 (61) / ○須増伸子 (53) / ○関口達也 (60) / 大門実紀史 (64) / ○高瀬菜穂子 (59) / 高橋千鶴子 (60) / ○高柳幸雄 (54) / 田川実 (55) / ○武田良介 (40) / 田代忠利 (66) / 辰巳孝太郎 (43) / 田中悠 (38) / 田邊進 (71) / 田邊良彦 (55) / ○谷本諭 (49) / 田村一志 (57) / ○田村貴昭 (58) / 田村智子 (54) / 田母神悟 (71) / 千葉隆 (62) / 塚地佐智 (63) / 辻慎一 (55) / 堤文俊 (60) / 鶴淵賢次 (70) / 寺沢亜志也 (66) / 土井洋彦 (57) / 土肥靖治 (67) / 中井作太郎 (71) / 中島康博 (66) / 長瀬由希子 (51) / ○中祖寅一 (57) / ○中谷浩一 (59) / 長久理嗣 (72) / ○成宮真理子 (50) / ○西澤亨子 (60) / 仁比聡平 (56) / 練木恵子 (57) / ○能勢みどり (47) / 野村節子 (66) / 野元徳英 (70) / 長谷川忠通 (75) / 畑中孝之 (56) / 畑野君枝 (62) / 畠山和也 (48) / 花田仁 (58) / 浜野忠夫 (87) / 林紀子 (57) / 林田澄孝 (69) / 春名直章 (60) / ○比嘉瑞己 (45) / 土方明果 (69) / 火爪弘子 (64) / 平兼悦子 (71) / 広井暢子 (72) / 樋渡士自夫 (66) / 藤井正人 (69) / 節木三千代 (61) / 藤田文 (62) / 藤田健 (59) / 藤野保史 (49) / ○藤本哲也 (49) / 藤森毅 (59) / 藤原正明 (47) / 不破哲三 (89) / 紅谷有二 (76) / 細野歩 (62) / 細野大海 (68) / 堀江ひとみ (60) / 本間和也 (65) / 前屋敷恵美 (69) / 増子典男 (79) / ○真下紀子 (63) / ○真島省三 (57) / ○町田和史 (43) / 松岡清 (69) / ○松岡勝 (46) / 松崎真琴 (61) / 松田隆彦 (61) / 松原昭夫 (63) / 南秀一 (70) / 宮本岳志 (60) / 宮本徹 (47) / ○三輪由美 (64) / 武藤明美 (72) / 村上昭二 (72) / 村上亮三 (63) / ○村主明子 (48) / ○本村伸子 (47) / 盛美彰 (65) / 森原公敏 (70) / 柳下礼子 (73) / 柳利昭 (64) / 柳沢明夫 (82) / 山口富男 (65) / 山口典久 (59) / 山下満昭 (67) / 山下芳生 (59) / ○山添拓 (35) / ○山中智子 (57) / 山村糸子 (69) / 山村幸穂 (64) / ○山本豊彦 (57) / 山谷富士雄 (72) / 結城久志 (72) / 吉岡正史 (45) / 吉田秀樹 (66) / ○吉俣洋 (46) / 米田吉正 (72) / ○来住一人 (74) / 若林義春 (69) / 和田一男 (66) / 渡辺和俊 (68) / 渡辺ゆり子 (67)

## 准中央委員 (28人)

浅賀由香 (39) / ○浅野史子 (49) / 阿藤和之 (49) / ○大井伸行 (49) / 垣内京美 (53) / 金倉昌俊 (45) / ○上敷領誠 (62) / 河江明美 (54) / 小越進 (58) / ○小林俊哉 (44) / 小山農 (32) / 坂本伸子 (49) / 佐藤彰 (58) / ○須山初美 (41) / 祖父江元希 (44) / 多川正 (60) / 田川豊 (51) / ○竹本恵子 (55) / ○地坂拓晃 (46) / ○堤由紀子 (55) / ○土井誠 (54) / 中野武史 (45) / 姫井二郎 (48) / ○舩山由美 (51) / 宮本次郎 (44) / 矢加部裕哉 (61) / ○山田優子 (62) / 渡部結 (38)

## 第28回党大会で承認された名誉役員

### 今大会で新たに承認された名誉役員(6人)

浮揚幸裕 (70)、遠藤いく子 (71)、岡野隆 (72)、田村守男 (70)、西口光 (71)、水谷定男 (72)

### 前大会からひきつづき承認された名誉役員 (48人)

相羽健次 (83)、足立正恒 (81)、阿部幸代 (71)、有坂哲夫 (78)、石井郁子 (79)、石井妃都美 (69)、石坂千穂 (71)、石灰睦夫 (86)、今井誠 (75)、岩佐恵美 (80)、上田均 (85)、大内田和子 (76)、大塚一敏 (85)、岡崎万寿秀 (90)、奥原紀晴 (74)、金井武雄 (75)、金子逸 (73)、河邑重光 (80)、木谷八士 (85)、工藤晃 (93)、小池潔 (77)、小島優 (92)、児玉健次 (86)、五島寿夫 (88)、小西武雄 (88)、佐々木憲昭 (74)、佐々木季男 (90)、佐藤庸子 (79)、菅生厚 (93)、瀬古由起子 (72)、棚橋裕一 (73)、反保直樹 (70)、寺前巖 (94)、成田惺 (87)、新原昭治 (88)、花房紘 (80)、林通文 (79)、



古堅実吉（90）、細野義幸（94）、堀井孝生（81）、最上清治（70）、八島勝磨（93）、山口勝利（75）、山手叡（93）、吉井英勝（77）、吉川春子（79）、吉村吉夫（75）、若林暹（93）

## 日本共産党中央委員会の機構と人事について

中央委員会常任幹部会は、第28回党大会で選出された中央委員会の機構と人事を、つぎのように決定しました。

2020年1月27日

### 政策委員会

委員長 田村 智子

副委員長 山添 拓

同 寺沢亜志也

同 藤野 保史

事務局長 神田 米造

### 経済・社会保障政策委員会

責任者 垣内 亮

副責任者 谷本 諭

同 佐藤 洋

### 政治・外交委員会

責任者 山根 隆志

副責任者 小松 公生

### 人権委員会

責任者 倉林 明子

事務局長 坂井 希

委員 紙 智子

同 高橋千鶴子

同 山添 拓

同 梅村早江子

同 仁比 聡平

同 田川 実

### ジェンダー平等委員会

責任者 倉林 明子

副責任者 山添 拓

同 藤田 文

委員 仁比 聡平

事務局長 坂井 希

同次長 飯田 洋子

### 子どもの権利委員会

責任者 梅村早江子

### 障害者の権利委員会

責任者 高橋千鶴子

### 先住民（アイヌ）の権利委員会

責任者 紙 智子

### 在日外国人の権利委員会

責任者 田川 実

### 宣伝局

局長 田村 一志

次長 西村 哲

同 星野 正弘



## 広報部

部長 植木 俊雄

## 国民の声室

責任者 藤原 忠雄

## 国民運動委員会

責任者 浦田 宣昭

副責任者 紙 智子

同 大幡 基夫

事務局長 堤 文俊

同次長 姫井 二郎

委員 川田 忠明

同 小泉 親司

同 米沢 幸悦

## 労働局

局長 大幡 基夫

次長 米沢 幸悦

## 農林・漁民局

局長 紙 智子

次長 橋本 正一

## 市民・住民運動・中小企業局

局長 堤 文俊

次長 松原 昭夫

## 平和運動局

局長 川田 忠明

## 基地対策委員会

責任者 小泉 親司

## 災害問題対策委員会

責任者 太田 善作

事務局長 堤 文俊

## 学術・文化委員会

責任者 土井 洋彦

副責任者 改正 充

事務局長 土井 誠

委員 藤森 毅

同 西澤 亨子

同 烏井 健次

## 文教委員会

責任者 藤森 毅

## 宗教委員会

責任者 土井 洋彦

## スポーツ委員会

責任者 畑野 君枝

事務局長 烏井 健次

## 選挙対策局

局長 中井作太郎

次長 沢田 博

同 吉田 秀樹

同 金森 亨

同 久保田 仁

同 小松崎久仁夫



同 佐藤 登

同 多川 正

**選挙対策委員長**

穀田 恵二

**自治体局**

局長 岡崎 郁子

次長 今田 吉昭

同 金子 邦彦

**国際委員会**

責任者 緒方 靖夫

副責任者 笠井 亮

同 森原 公敏

事務局長 田川 実

同次長 小林 俊哉

委員 神田 米造

同 面川 誠

同 鎌塚 由美

同 小島 良一

同 菅原 啓

**党建設委員会**

責任者 山下 芳生

同代理 若林 義春

副責任者 田中 悠

同 吉良 佳子

同 広井 暢子

同 長谷川忠通

同 土方 明果

同 山谷富士雄

委員 増子 典男

同 井上 和好

同 奥谷 和美

同 小村 勝洋

同 細野 大海

同 村主 明子

同 吉岡 正史

事務局長 土肥 靖治

同次長 今井 賢一

**組織局**

局長 土方 明果

次長 細野 大海

同 奥谷 和美

同 吉岡 正史

局員 岩切 幸子

同 和田 一男

同 中野 武史

**機関紙活動局**

局長 田中 悠

次長 井上 和好

同 小村 勝洋

同 庄子正二郎



同 上敷領 誠

学習・教育局

局長 山谷富士雄

次長 長久 理嗣

同 村主 明子

青年・学生委員会

責任者 吉良 佳子

副責任者 増子 典男

事務局長 辻 慎一

**中央党学校運営委員会**

責任者 山下 芳生

事務局長 山谷富士雄

委員 中井作太郎

同 長谷川忠通

同 土方 明果

同 山口 富男

**法規対策部**

部長 柳沢 明夫

副部長 矢加部裕哉

同 小林 亮淳

**人事局**

局長 浜野 忠夫

次長 板橋 利之

事務局長 稲津 浩一

**財務・業務委員会**

責任者 岩井 鐵也

事務局長 大久保健三

委員 佐藤 正美

同 藤本 哲也

同 結城 久志

同 大井 伸行

同 山田 優子

同 田中 芳樹

同 堀田 美鈴

同 三輪 慎

**財政部**

部長 大久保健三

副部長 藤本 哲也

同 堀田 美鈴

**機関紙誌業務部**

部長 佐藤 正美

副部長 大井 伸行

同 小川 剛

**管理部**

部長 結城 久志

副部長 山田 優子

同 秦 克也

同 深澤 純一

同 森下 恭二

**厚生部**





部長 三輪 慎

副部長 佐藤 憲七

コンピュータ・システム開発管理部

部長 田中 芳樹

副部長 今村 拓也

同 葛西 邦生

#### 赤旗まつり実行委員会

実行委員長 小木曾陽司

事務局長 結城 久志

同次長 大井 伸行

#### 社会科学研究所

所長 不破 哲三

副所長 山口 富男

幹事 緒方 靖夫

同 笠井 亮

同 田中 悠

同 田村 一志

同 土井 洋彦

同 川田 忠明

同 坂井 希

同 田川 実

同 谷本 諭

同 辻 慎一

同 村主 明子

同 盛 美彰

同 坂本 茂男

#### 出版企画委員会

責任者 岩井 鐵也

委員 寺沢亜志也

同 藤田 文

同 田代 忠利

同 土井 誠

#### 出版局

局長 田代 忠利

次長 嘉藤 道雄

同 星 昌博

#### 雑誌刊行委員会

責任者 田代 忠利

事務局長 盛 美彰

『前衛』編集部

編集長 盛 美彰

『月刊学習』編集部

編集長 酒井 雅敏

『女性のひろば』編集部

編集長 藤田 文

『議会と自治体』編集部

編集長 渡邊 幸久

#### 資料室

責任者 菅原 正伯

副責任者 鈴木 裕子



党史資料（研究）室

責任者 岡 宏輔

中央委員会事務室

責任者 工藤 充

副責任者 小田 悦三

第二事務室

責任者 高宮 正芳

副責任者 秦 克也

同 坪井 光男

事務局長 菊地 英行

同次長 新島 敏幸

同 森田 修司

党国会議員団の体制はこちらをご覧ください➡

いいね! 0 シェアする ポスト 0 チェック

党の基本情報 綱領 政策 党の公式SNS     RSS登録 

日本共産党

Japanese Communist Party

いいね! 0 シェアする

ポスト

チェック

- アクセス
- ご意見・質問
- ご利用にあたって
- (c)日本共産党中央委員会

予定

- 国会質問
- メディア出演
- 演説会・講演会
- 政策
- 政策トピックス
- 国政選挙政策

議員

- 衆議院議員
- 参議院議員
- 地方議員
- 予定候補

党紹介

- 綱領
- 規約
- あゆみ
- 大会決定
- 機構と人事
- 党事務所住所
- 大学改革
- これまでの特集

ダウンロード

- 署名用紙
- ビラ・チラシ
- ポスター
- プラスター
- 政策・提言全文
- 赤旗写真ニュース
- パンフレット
- バナー・ロゴ
- 声のダウンロード

エントリー

- JCPサポーター
- 入党のご案内
- 募金・遺贈の相談
- 赤旗見本紙
- 赤旗購読
- 赤旗電子版
- 雑誌・書籍
- のぼり旗・掲示板

SNS

- 志位和夫議長
- 田村智子委員長
- 小池晃書記局長
- JCPジェンダー平等委員会
- 日本共産党\_国会info
- 青年・学生後援会
- しんぶん赤旗
- 赤旗Instagram
- 赤旗Facebook
- こちら赤旗日曜版
- 女性のひろば編集部
- 生放送!とことん共産党



**1 最高裁、労働、個別的労働関係**

**1 学校法人がその設置、運営する大学に勤務する教授に対し同教授の地元新聞紙上における発言等を理由としてした戒告処分が無効とされた事例**

**2 学校法人がその設置、運営する大学に勤務する教授に対し教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求めた要請が業務命令に当たるとして、その無効確認を求める訴えが適法とされた事例**

**3 学校法人がその設置、運営する大学に勤務する教授に対し教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求めた要請が業務命令として無効とされた事例**

対象事件：**最高裁**平18(受)第347号

事件名：無効確認等請求事件

年月日等：**平19.7.13第二小法廷判決**

裁判内容：破棄自判

原 審：名古屋高裁平16(ネ)第982号  
平17.11.15判決

原 原 審：津地裁平13(フ)第179号  
平16.9.16判決

公 刊 物：裁判集民登載予定

**【判決要旨】**

1 学校法人が、その設置、運営する大学に勤務する教授に対し、同教授の地元新聞紙上における発言等を理由として戒告処分をした場合において、上記発言が新聞紙上に掲載されても上記学校法人の社会的評価の低下毀損を生じさせるとは認め難いなど判示の事情の下では、上記戒告処分は懲戒権を濫用するものとして無効である。

2 学校法人が、その設置、運営する大学に勤務する教授に対し、教授会の決議を受けて、教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求める要請をした場合において、上記学校法人の規程上、業務命令権の行使が教授会等の機関に専権的に委任されているとは認められないなど判示の事情の下では、上記要請は上記学校法人が使用者としての立場から上記教授に発した業務命令に当たり、その無効確認を求める訴えは適法である。

3 学校法人が、その設置、運営する大学に勤務する教授に対し、業務命令として、教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求める要請をした場合において、それが制裁的意図に基づく差別的取扱いとみられてもやむを得ない行為であるなど判示の事情の下では、上記要請は、業務上の必要性を欠き、社会通念上著しく合理性を欠くものであって、業務命令権を濫用するものとして無効である。

**【参照条文】**

(1につき) 労働基準法89条

(2, 3につき) 民法623条、労働基準法第2章(労働契約)

(2につき) 民事訴訟法134条

**《解 説》****1 事案の概要**

(1) 本件は、学校法人Yの設置する大学(以下「本件大学」という。)の国際学部教授(専攻は比較政治論等)であるXが、地元新聞紙上で行った発言等を理由として、Yから戒告処分(以下「本件戒告処分」という。)を受け、さらに、教育諸活動を中止することなどを要請された(以下「本件要請」といい、本件戒告処分と併せて「本件戒告処分等」という。)ことから、Yに対し本件戒告処分等の無効確認を求めた事案である(本件には、これらの手続に関与した教授らに対する請求も併合されているが、判示事項とは関連しないので、説明を省略する。)

ア Xは、平成11年11月、地元新聞紙上において、「歴史認識の見直し機運高まる」、「史観の押付けが問題」等の見出しの下、同紙編集長の質問に答える形で、①第二次世界大戦の敗戦国はすぐに自国の歴史を取り戻しているのに、我が国においてのみ戦勝国の史観が続いている、②戦争においては当事国のどちらかが一方的に悪いと決めつけられるものではなく、先人の功罪を正しく見つめる必要がある、③県立の人権センター(以下「人権センター」という。)の展示内容は、ほとんどが部落問題で占められ、残る2割ほどが反日、自虐史観に基づく展示であって、どういう子どもや日本人を育てようとしているのか疑問に感じる、④人権センターは一方的な歴史観の押し付けをやめるべきである等の発言をした(以下「本件発言」という。)

イ 本件大学の学長(以下「学長」という。)やYの常務理事、事務局長らは、Xに対し、本件発言が大学に大変な迷惑を掛けたとして、繰り返し辞職を勧奨したが、Xがこれに応じなかったことから、学長は、他の教授らと共に「X教授の教員としての適格性審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を組織し、審査を行い、その結果、全員一致で、Xは本件大学の教員として不適切な人物と判断せざるを得ず、辞職してもらうのが適当であるとの結論を得た。学長は、これを受けて招集された臨時教授会において、上記経緯を説明した上、審査委員会の結論について教授会の了承を求めた。その後、出席者による意見交換が行われた結果、全員一致の決議で、審査委員会の上記結論が承認された。

ウ Yは、Xに対し、平成12年1月、本件発言等を理由として本件戒告処分をするとともに、Xについて教授の職を解き、本

最高裁判例

● 個別的労働関係 ●